

「統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること」について

令和4年11月

政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付統計・情報総務室
[統計改革関連（EBPMを除く）]

政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室
[EBPM関連]

1. 政策の名称

「統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること」（XV-1-2）

基本目標XV：国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

施策大目標：業務運営の適正化を図ること

2. 評価結果等

（1）施策の目的・目標

統計法（平成19年法律第53号）の全面改正に伴い、公的統計は「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」と定義し直され、それを司る同法は「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的」とすることとされた。このように、統計情報は国民から負託された「財産」であり、それを直接利用している政策担当者や研究者、事業者だけのものではなく、すべての国民にとっての共有財産であると位置付けられた。

しかしながら、令和元年に毎月勤労統計調査で不適切な取扱いが発覚し、これを踏まえ厚生労働省は、令和元年8月に「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（以下「ビジョン」という。）をとりまとめ、ビジョンの着実な実施を通じて統計改革を推進し、真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成できる組織を構築することを目指している。

【別紙1 厚生労働省統計改革ビジョン2019】

（2）ビジョンに盛り込まれた具体的取組

ビジョンの内容は多岐にわたることから、統計改革の推進にあたり、すぐ実行するもの、中長期的に取り組んでいくものといったように実現に要する時間・費用などに応じて整理した工程表（以下、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表のことを「工程表」という。）を作成し、工程表に基づいて継続的に改革の進捗管理を行うこととされた。厚生労働省としては、「厚生労働省統計改革検討会」に取組の進捗状況を報告し、外部有識者により確認していただくこととなっている。

工程表に基づき、目標及び令和3年度に取り組む事項を以下のとおり設定している。

【別紙2 厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表】

① ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

ア 目標

統計作成プロセスの透明化を図るとともに、適正な業務ルールに基づく業務遂行（PDCAサイクル）を徹底することにより、統計の品質保証を推進する。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 標準的なガイドラインやそのチェックリストに基づき、データの保管状況や、記録の保存状況、統計の利活用状況等を定期的に点検する。
- ・ PDCAガイドライン等に基づいた定期点検・フォローアップを行う。
- ・ 調査実施機関との連携確保を図りつつ、調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）を実施する。
- ・ 調査実施機関との意見交換等、関係者間の連携を確保する。
- ・ 調査計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合の相談窓口を整備するとともに、統計の誤りを発見した場合等は迅速かつ適切に対応手順に基づき対応する。

② 情報システムの適正化

ア 目標

汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を図るとともに、デジタル技術を活用することにより被調査者の負担軽減・利便性向上を図るとともに、職員の手作業の削減、正確性の確保及び省力化・効率化を推進する。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 次期統計処理システムへの移行に向けた実機検証等を行う。
- ・ 毎月勤労統計システムについて、汎用性の高い言語によるシステム構築を行う。

③ 組織改革・研修の拡充等

ア 目標

- ・ 外部有識者の活用、職員の適正配置の推進等により、閉じた組織からの脱却を図るとともに、統計審査体制を強化する。
- ・ 職員の資質・能力の向上を図り、統計のスペシャリストなど統計人材を計画的に育成する。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 「開かれた組織」、「外部チェック機能」の強化を図るため、組織・体制の継続的な整備。
 - ・ 「人材育成基本方針」の見直しを行うとともに、計画的かつ体系的な研修を実施。
 - ・ 統計人材プロフィールを更新するとともに、統計人材の計画的なキャリアアップを推進。
- 等

④ データの利活用・一元的な保存の推進

ア 目標

データの利活用の促進を図るとともに、研究者等の外部有識者や第三者の意見等を踏まえ、適宜、統計の改善を図る。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 「厚生労働省データ利活用検討会」において取りまとめられた利活用推進策（令和3年2月報告書取りまとめ）等を踏まえ、利活用促進策を実施（利活用の一層の促進、広報の充実）する。

⑤ EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

ア 目標

- ・ EBPM（Evidence-Based Policy Making）の実践による政策立案を推進する。
- ・ 若手・中堅職員が高度な分析手法を習得することにより、EBPMを一層推進できる職員の養成を図る。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、厚生労働省を挙げて、EBPMを実践する。
- ・ 若手・中堅職員の統計データに係る分析手法の習得等を主たる目的として、令和元年12月に設置した省内有志による若手・中堅プロジェクトチームにおいて、分析テーマを設定して分析を実施し、その結果を順次、厚生労働省HP等で公表する。
- ・ （独）労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、EBPMセミナーを開催する。

（3）評価の観点

工程表に照らし計画通りに統計改革が進展しているか自己点検するとともに、厚生労働省統計改革検討会に統計改革の進捗状況を報告した際と同検討会による意見も参考にしながら評価を行う。

（4）政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 厚生労働省統計改革ビジョン 2019
- ・ 厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表
- ・ 厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表の進捗状況（フォローアップ）について（厚生労働省統計改革検討会資料。以下「進捗状況報告」という。）

（5）政策評価の把握の手法及びその結果

① 把握手法

工程表の目標に対する進捗状況報告における取組状況を整理する。

② 結果（令和3年度の具体的な取組内容）

ア ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

・ 統計実施計画書の活用（試行）

予算ヒアリングにおける提出資料に厚生労働省統計標準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく統計実施計画書を追加し、業務実施体制やスケジュール等が適切に確保されているか確認するために活用（8統計）。

※ 令和4年度予算概算要求に先立ち、統計幹事部局として省内の統計を対象に主に調査手法等の統計技術的観点について内容を聴取。

・ PDCAガイドライン等に基づいた定期点検・フォローアップ

6統計を対象に、調査計画の履行状況等に関しPDCAによる点検・評価を実施。また、統計作成プロセス診断（第三者監査）の試行により、統計委員会が策定した要求基準に基づいて、業務マニュアルに記載されている統計作成プロセスの点検に対応。

※ なお、工程表においては、個別の統計のマニュアルに即して業務が行われているかどうかを点検しやすくするためのチェックリストを活用することとしていたが、統計ごとの業務マニュアル作成に資する「統計作成ガイドブック」の試行版が取りまとめられ、これを参考にして省内のガイドラインやチェックリストの見直しを進めたことから、厚生労働省でのチェックリストの活用は見合わせ、当面、政府全体のPDCAガイドラインに基づく定期点検を進めることとした。今後、公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月10日統計委員会建議）等に基づき、業務マニュアルに係るチェック項目を加えた上で、PDCAによる点検・評価を、令和4年度後半以降予定している基幹統計調査から順次、開始予定。

・ コンプライアンスチェック

事業所調査及び世帯調査での試行実施及び結果とりまとめ。

・ 調査実施機関との連携確保

厚生統計主管担当者会議や都道府県担当職員との連絡会議など、コロナ禍であったものの、オンライン会議等を活用して開催することで連携を確保。

・ 統計誤りへの対応

統計誤り相談窓口を運用し第三者からの指摘を受ける体制を整備。また、統計誤りへの対応については、厚生労働省で作成した「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」に基づき、適切に対応。

イ 情報システムの適正化

- ・ 次期統計処理システムの環境下で、現行システムで使用中のプログラム言語の動作確認や実行結果の同一性確保等の検証を実施するなど、令和8年1月から本格稼働する次期統計処理システムへの移行に向けて対応。

- ・ 毎月勤労統計システムについては、汎用性の高い言語で集計処理プログラムの開発を実施。

ウ 組織改革・研修の拡充等

- ・ 民間の外部有識者（企画官）、統計分析審査官を令和元年度途中より適正配置し、令和3年度についても継続して配置。
- ・ 令和3～7年度までを対象とした「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月7日）の策定。
- ・ スキルレベル別研修の実施等、人材育成基本方針に基づいた統計研修方針（令和3年度及び令和4年度）を作成。
- ・ 統計研修方針に基づく省内研修の実施（スキルレベル別研修、プログラム研修、役職別研修）。
- ・ 政府全体の新たな取組である統計データアナリスト（補佐級）・統計データアナリスト補（係長級）の認定要件となる研修を実施。
（統計データアナリスト研修：4名受講、統計データアナリスト補研修：14名受講）
- ・ 政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）内の職員を対象とした統計人材プロフィールを更新。

エ データの利活用・一元的な保存の推進

- ・ 「調査票情報の提供に関するよくある質問」（FAQ）を新規作成し、厚生労働省 HP に掲載したほか、調査票情報の提供に係る事務処理要領を掲載するなど、HP による情報提供を充実。
- ・ オンサイト施設では、賃金構造基本統計調査、人口動態調査など所管10統計が利用可能（令和4年3月現在）。令和3年度においては、年次の追加を行ったほか、21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）、医療施設調査など新たに2統計を登録。引き続き、オンサイト施設への計画的なデータ登録を実施。
- ・ 賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について、令和3年9月21日開催の総務省統計研究研修所の有識者会議において了承。また、令和4年3月26日の統計委員会において諮問・答申。令和4年度から作成に着手。
- ・ 職業訓練や雇用保険の行政記録情報等を用いた公共職業訓練の効果分析において、EBPM の推進に係る若手・中堅プロジェクトチームが、行政記録情報の利活用や EBPM 推進の観点で協力。

オ EBPM の実践を通じた統計の利活用の促進

（ア）EBPM の実践関係

- ・ 令和4年度予算要求事業のうち、新規事業（1億円以上）、モデル事業、大幅見直し事業等を原則対象としてロジックモデルを作成し、会計課説明及び財務省説明で活用。

- EBPMの実践事業の中から、重点フォローアップ事業を選定し、令和4年1月にロジックモデルを厚生労働省HPで公表。また、令和4年2月に重点フォローアップ事業の中から、効果検証対象事業を決定。
- 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会を開催（計3回）。令和4年2月に検証結果取りまとめを厚生労働省HPで公表。
- 四半期に一度、全職員一斉メールにてよろず相談窓口を周知し、EBPMの相談に対応。

(イ) 省内若手・中堅プロジェクトチーム関係（人材育成）

- 分析結果について、順次、厚生労働省HP等で公表。
令和3年 5月 障害者雇用
令和3年12月 時間外労働の上限規制
- （独）労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、EBPMセミナーを開催（計2回）。

カ 厚生労働省統計改革検討会への報告

令和3年11月8日に第4回厚生労働省統計改革検討会を開催し、令和3年度上半期分の統計改革の取組を報告し、進捗状況に問題ないことを外部有識者にご確認いただいた。なお、令和3年度下半期分の取組については、今後報告する予定である。

【別紙3 厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表の進捗状況（フォローアップ）について】

(6) 政策評価の結果

厚生労働省では、工程表に基づき、着実に統計改革が推進されていることが確認できた。また、工程表の進捗状況については、上半期分について、厚生労働省統計改革検討会において外部有識者に報告され、改革が着実に進められていると同検討会において評価いただいた。このような点を踏まえ、国民や統計ユーザーの視点に立った統計改革が推進されているものと評価できる。

3. 今後の課題と取組の方向性

ビジョンに基づき、厚生労働省の統計改革を引き続き進めていくとともに、現行の工程表が概ね令和3年度までの計画であることから、令和4年度以降の次期工程表について、令和8年度末までの期間として作成する。

また、次期工程表における進捗状況については、引き続き、厚生労働省統計改革検討会に報告する。

厚生労働省統計改革ビジョン 2019

令和元年 8 月 27 日

厚生労働省

目次

| | 頁 |
|---|----|
| 厚生労働省統計改革ビジョン 2019 の取りまとめに当たって | 3 |
| 第 1 章「厚生労働省統計改革ビジョン 2019」の基本的な考え方 | 4 |
| <u>1. 統計の重要性（統計の哲学）、再発防止、統計改革に向けた基本的考え方について</u> | 4 |
| <u>2. 有識者懇談会において重視すべきとされた考え方について</u> | 5 |
| <u>3. 本ビジョンと各種提言等との関係について</u> | 5 |
| 第 2 章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策 | 7 |
| <u>1. 組織の改革とガバナンスの強化</u> | 7 |
| （1）組織改革、相談窓口の確立 | 7 |
| （2）外部有識者の積極的な活用 | 7 |
| （3）統計部門のリソースの拡充 | 8 |
| <u>2. 統計業務の改善</u> | 8 |
| （1）統計ユーザーの視点に立った情報公開（統計作成プロセスの透明化） | 8 |
| （2）適正な業務ルールに基づく業務の遂行 | 9 |
| （3）システムの見直し | 10 |
| （4）統計作成部署における業務見直し | 10 |
| （5）調査実施機関との連携 | 11 |
| （6）統計等データの保存の徹底 | 11 |
| <u>3. 統計に関する認識・リテラシーの向上</u> | 11 |
| （1）研修の実施 | 12 |
| （2）人事交流の推進 | 12 |
| （3）職員のキャリアパス形成の見直し | 12 |
| 第 3 章 「統計行政のフロントランナー」を目指した取組 | 14 |
| <u>1. 速やかな実施が求められる取組</u> | 14 |
| （1）個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進 | 14 |
| （2）EBPMの推進（EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進） | 14 |

| | | |
|--|-------|----|
| (3) データの一元管理の推進 | | 14 |
| (4) ICTを活用した業務プロセスの更なる見直し | | 14 |
| (5) PDCAサイクルの徹底による更なるガバナンスの確立（統計幹事の トップマネジメントの下で事後検証を行い、今後の統計へ反映） | | 15 |
| (6) 外部有識者等の積極的な参画 | | 15 |
| (7) 統計委員会との連携強化及び政府方針に対する迅速な対応 | | 15 |
| <u>2. 中長期的な観点から検討する取組</u> | | 15 |
| (1) データ利活用検討会（仮称）の設置及び検討 | | 15 |
| (2) 分析・政策立案機能の強化に向けた組織機能のあり方の見直し | .. | 16 |
| 第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップ | | 17 |
| <u>1. 工程表の作成、進捗状況の管理</u> | | 17 |
| <u>2. 常設の検討会の設置</u> | | 17 |
| (別添) | | |
| 「厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）の策定に向けた提言」（令和 元年8月20日）の8ページから10ページの抜粋 | | 18 |
| (参考) | | |
| 厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）有識者懇談会 開催要綱 | .. | 21 |
| 厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）有識者懇談会 構成員 | .. | 22 |
| 厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）有識者懇談会 開催実績 | .. | 23 |

厚生労働省統計改革ビジョン 2019 の取りまとめに当たって

- 政策立案や学術研究、経営判断の礎として、常に正確性が求められる政府統計について、毎月勤労統計調査をはじめとする今般の事態を引き起こしたことは極めて遺憾であり、長年にわたり不適切な取扱いをしてきたことが原因となり、雇用保険等における給付の支払いが不足するなど、国民の皆様にも多大な迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げたい。
- 賃金構造基本統計調査における不適切事案なども含め、一連の問題を引き起こした厚生労働省は、統計の重要性に対する認識とともに組織のガバナンスが問われており、組織全体として今回の不適切事案を真摯に反省した上で、国民の皆様の目線を忘れず、国民の皆様にも寄り添える組織として再生する必要がある。
- このため、厚生労働省が、真に国民の皆様や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成できる組織へと生まれ変わり、政府全体の公的統計を牽引する「統計行政のフロントランナー」となることを目指すため、経済学、統計学等の専門家による「厚生労働省統計改革ビジョン 2019（仮称）有識者懇談会」を設置し、有識者の皆様に活発な御議論をいただき、先般 8 月 20 日に提言を取りまとめていただいた。
- 同提言を受け、本日、厚生労働省における統計改革の羅針盤となる「厚生労働省統計改革ビジョン 2019」を策定した。
- 同ビジョンの着実な実施を通じて、一刻も早く、国民の皆様からの信頼を回復し、「統計行政のフロントランナー」と呼んでいただけるよう、統計改革をはじめとした厚生労働省改革を成し遂げてまいりたい。

令和元年 8 月 27 日
厚生労働大臣 根本 匠

第1章 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の基本的な考え方

- 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（以下「ビジョン」という。）は、厚生労働省が、真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成できる組織へと生まれ変わり、政府全体の公的統計を牽引する「統計行政のフロントランナー」になれるようにするため、経済学、統計学等の専門家によって設置された「厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）が、本年8月20日に取りまとめた「厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）の策定に向けた提言」（以下「提言」という。）を踏まえ、厚生労働省における統計改革の「羅針盤」として取りまとめたものである。

1. 統計の重要性（統計の哲学）、再発防止、統計改革に向けた基本的考え方について

- 統計は、人口、経済、社会等に関し、その集団の状態を客観的に把握することで、国や社会の姿を映し出す「鏡」となり、マクロの視点に立って進むべき方向を示す「羅針盤」ともなるものである。他方で、統計は、経済や社会の内部構造に迫り、そのメカニズムを解明する「内視鏡」とも言うべき機能も有している。
- 実際、平成19年の統計法の全面改正に伴い、公的統計は「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」と定義し直され、それを司る統計法は「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的」とすることとされた。すなわち、統計情報は、国民から負託された「財産」であり、それを直接利用している政策担当者や研究者、事業者だけのものではなく、すべての国民にとっての共有財産であり、「公共財」であることを認識しなければならない。
- したがって現在の社会における統計は、公共の福祉を増進するための基礎情報として位置付けられるべきものであり、一定の統計学の教育を受けた専門的人材が、独立性が担保された形で担っていくことが求められる。
- 今般、毎月勤労統計や賃金構造基本統計などにおける不適切事案においては、こうした公的統計の重要性を、厚生労働省の多くの職員が十分に認識していなかったことが主たる原因の一つとなった。

2. 有識者懇談会において重視すべきとされた考え方について

- 有識者懇談会では、統計の利活用を通じた質の向上について、以下のよう
な考え方を重視すべきとされた。
 - ・ 統計情報は、①異なる角度から、②利用が重ねられることによって、ミ
スが発見され、品質が改善され、さらに独立性が担保されるという考え
方が強調された。すなわち、そのような使われ方を意識することによっ
て、統計作成担当者が統計作成過程を透明化し、説明責任を十分に果た
すことが担保されるという考え方である。
 - ・ このため、統計を所管する部局だけでなく、全ての部局で統計に関心
を持ち、EBPM (Evidence Based Policy Making: 証拠に基づく政策立
案) を推進することにより、公正かつ透明性のある政策立案等を推し進
めるとともに、統計を実際に利用することを通じて統計の質を向上させ
ていくことを基本方針に据える。
 - ・ 統計情報は、その作成に専門的知識が必要であるがゆえに作成過程が
ブラックボックス化する傾向が強く、今回の統計不正の一因ともなっ
たことを踏まえると、作成過程の透明化が必要である。また、統計情
報には、明らかな間違いがなくとも、よりよい調査方法や集計方法は
常に存在すると考えたほうがよい。
 - ・ このように、統計を改善するためには、統計情報へのアクセシビリティ
(利用しやすさ) を高めることにより、利用者を増やし、さらに利用者
が統計作成過程に関心をもつ状況を保つ必要がある。
 - ・ こうした観点から、統計の仕様や品質に関する情報の開示は、適切な
統計利用及び利用者からの信頼確保に不可欠なものであり、何よりも
透明性の確保を図る必要がある。統計の設計やその変更に当たって
は、学識経験者との公開の議論を通じて、十分な統計学的根拠と情報
開示に基づいて行っていく必要がある。

- 厚生労働省によるビジョンの策定に当たっても、こうした考え方を十分
意識し、再発防止策等の具体策を取りまとめた。

3. 本ビジョンと各種提言等との関係について

- 有識者懇談会では、提言の取りまとめに当たって、各種提言等との関係
について、以下のような点が意識された。

- ・ 厚生労働省が発端となった一連の統計問題を受け、総務省統計委員会では、不適切事案の再発防止、政府統計の品質向上等を目的として、本年6月27日に「公的統計の総合的品質管理を目指して」（第一次再発防止策）を取りまとめられるとともに、点検検証部会においてターゲット型審議を行った上で秋頃に審議結果がまとめられる予定となっている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、内閣官房に設置された統計改革推進会議の下に、統計委員会の再発防止策等を踏まえた総合的な対策を検討する「統計行政新生部会」が設置され、年内を目途に総合的な対策が取りまとめられる予定となっている。
 - ・ 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会や総務省行政評価局からの報告書に記載されている再発防止策も含め、これらの対策が議論されるような原因を作り出した厚生労働省は、こうした対策を率先して実施していくことが求められる。このため、提言の取りまとめに当たっては、政府全体の見直しの方向性と整合性をとる必要がある。
 - ・ さらに、日本統計学会や社会調査協会などの各種の指摘や提言についても、厚生労働省として対応すべきものは幅広く取り込む形で提言を取りまとめる。
 - ・ その一方で、政府全体の取組の方向性に即して、更に一步でも二歩でも前に進めるための取組（「統計行政のフロントランナー」を目指した取組）についても積極的に盛り込む。
- なお、有識者懇談会の提言においては、今回の統計問題について別添のとおり、取りまとめている。
- 厚生労働省が、今般、ビジョンを取りまとめるに当たっても、こうした有識者懇談会の考え方等を踏襲することとした。

第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策

1. 組織の改革とガバナンスの強化

- 総務省統計委員会の「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」においても、一連の統計問題は、「組織内におけるガバナンスが十分に機能しなかったことが最大の要因」と指摘されており、幹部の管理監督責任や統計部門の閉鎖性など、厚生労働省の組織としての問題に帰着する部分が多い。こうした問題を考える上では、単に統計に関わる部門が引き起こした問題と断じるのではなく、統計部門の組織の改革とガバナンスの強化、統計に対して省全体として取り組むための体制の整備が不可欠である。

(1) 組織改革、相談窓口の確立

- 今回の事案では、調査設計の変更や実施、システムの改修等を担当者任せにする管理者の業務の進め方、安易な前例踏襲主義に基づく業務遂行や部下の業務に対する管理意識の欠如など、組織としてのガバナンスの欠如が課題となったことなどを踏まえ、以下のような取組を推進する。
 - ・ 厚生労働省の統計幹事（政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当））の下に、調査内容の抜本的な見直し、調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなどを行う改革のエンジンとなる企画担当や、政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備する。さらに、統計審査担当体制の強化など必要な体制整備を図ることを通じて、統計幹事が、統計改革の司令塔としての役割を果たし、統計幹事の責任の下、PDCAサイクルの確実な実行によるガバナンスの強化を図る。
 - ・ 内閣官房の指示の下、厚生労働省に配置された分析的審査担当官は、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策の検討状況の管理等を実施する。
 - ・ 統計調査の内容や手法に計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合、速やかに問題を報告し、迅速に対応するためのルール化を行い、実行するための体制（相談窓口等）を整備する。

(2) 外部有識者の積極的な活用

- 厚生労働省が「開かれた組織」への変革を果たし、「外部チェック機能」の強化と統計の改善等に努めていくため、学識経験者などの外部有識者の積極的な活用を進める。
 - ・ 統計の改善等に向け、厚生労働省内においても外部人材の積極活用を図る。その際には、適切な処遇の確保に努めるとともに、採用された外部人

材は、統計改革や、統計の見直しに向けた厚生労働省の統計幹事の補佐などを担当する者とする。

- ・ こうした取組を通じて、統計学者や統計を十分に利用している経済学者などの外部の専門家と、常に協力・相談できる体制を構築する。
- ・ また、統計の業務改善を行う場合には、統計に精通するコンサルティング会社やシステム開発を行う業者の活用などを検討する。

(3) 統計部門のリソースの拡充

○ 一連の不適切事案の再発防止や統計改革に取り組んでいくためには、業務遂行に必要な人材を、質と量の両面からきちんと確保していくことが不可欠となることから、以下のような取組を推進する。

- ・ 不断の業務の効率化や研修の充実等を行うとともに、統計業務に専念する、統計学や経済学などの専門性を有する人材の確保をはじめとした、計画的な職員採用や定員の確保を図る。
- ・ 人材の育成には一定程度の期間を有するため、即戦力となる外部人材も積極的に活用する。
- ・ 人材の確保と同様に、再発防止や統計改善の観点で必要となる予算をきちんと確保する。

2. 統計業務の改善

○ 統計は国のあり方を示す重要な情報であり、いかなる手法を用いて統計調査を行ったかを含めて、諸情報を正確に公表することが必要である。しかし、「閉じた組織」の中で統計行政がフレッシュな視点でチェックを受けることがなかったこと、ブラックボックス化したシステムの存在、何らかの問題に気付いた職員がいても、そのことが組織内で共有されないなどの事態を招いたことを踏まえると、統計業務のあり方やその進め方などに関する「統計業務の改善」に向けた取組が必要である。

(1) 統計ユーザーの視点に立った情報公開（統計作成プロセスの透明化）

- 毎月勤労統計の事案は、統計ユーザーからの疑問が発覚の契機の一つとなった。こうした点を踏まえ、統計作成プロセスの透明性を確保し、外部検証可能性を確保していく観点から、以下のような統計ユーザーに対する情報提供の改善を一層促進する。
- ・ ブラックボックス化しやすい調査設計、標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等（母集団及び標本の規模に関する情報を含む。）などについては、詳細な調査内容を公開する。

- ・ 調査票情報の二次利用を一層促進するとともに、統計等データの公表に当たっては、利用しやすい形式での提供やオンサイト施設を活用するなど、利便性にも配慮した形態により実施する。
- ・ 行政記録情報の利用促進を図るとともに、研究者等が容易に利用できるよう、利用方法を周知するとともに、効率的な利用方法を早急に検討する。
- ・ 外部からの情報提供依頼については、組織内で共有しつつ、速やかに対応していく必要があり、その具体策については、第3章の2（1）の検討会などを踏まえて積極的に対応していくものとする。

（2）適正な業務ルールに基づく業務の遂行

- 今回の事案においては、①担当課室のみの判断で調査方法を変更、②職員間の連携不足によりシステムの改修が適切に行われなかった等、業務の実施方法が課題となった。統計はプロセスの中での品質保証を図っていくことが重要との観点から、以下の取組を推進する。

①業務マニュアルの策定

- ・ 総務省が作成・提供する標準的な業務マニュアルを踏まえ、統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的な業務マニュアルを作成し、そのルールに基づいた業務遂行を実践する。なお、業務マニュアルの整備に際しては、チェックリスト方式など、経験年数の少ない職員でも使いやすいものとするよう心がけるものとする。また、業務マニュアルの改訂に際しては、その考え方や履歴を保存していくことを原則化する。

②対応手順の策定

- ・ ①の業務マニュアルには、誤りを早期に発見するためのチェック方法や誤りを発見又は外部から指摘された場合の手順（組織内情報共有ルール等）を盛り込むこととする。
- ・ また、対応手順には、調査計画の変更や、プログラム、結果表等各種成果物に関する承認権者（専決区分）を示すこととする。
- ・ 毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。このため、統計の利活用状況を定期的を確認するとともに、統計委員会の建議を踏まえ、今後、整備が見込まれる誤り発見時の対応ルールに則り、統計の誤りを発見した際はその影響を迅速・正確に把握して適切に対応する。

- ・ また、データの保管状況や、記録の保存状況など、業務マニュアルのチェックリストに基づいて、定期的に点検を行う。プログラムの修正に当たっても、予め策定されたチェックリストに基づき、複数人チェックの徹底を図る。

(3) システムの見直し

- 毎月勤労統計の事案では、改修などに対応できる者が限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、システムが「ブラックボックス化」してしまい、復元処理に係るシステム改修やそのチェック体制のあり方が課題となったこと等を踏まえ、以下のような取組を推進する。

①情報システムの適正化

- ・ 「ブラックボックス化」したシステムを有する統計においては、仕様書等を早急に整備し、汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。
- ・ 併せて、幹部職員や人事異動後の職員でも容易にコンピュータ処理の内容が理解しやすいアーキテクチャ（設計概念）のあり方や事務手順書等を検討するとともに、使いこなせる職員の養成にも努める。

②ICTを活用した業務プロセスの見直し

- ・ ICTを最大限活用して、調査票の回収、エラーチェック等の審査・集計、公表等の一連のプロセスにおいて可能な限り職員等による手作業のデジタル化を推進する。
- ・ また、被調査者の負担軽減・利便性の向上を図り、調査票の回収率・記入率の向上を通じた正確性の確保及び都道府県等調査実施機関の事務負担軽減のため、オンライン調査の導入、オンライン回答率の向上等を推進する。

③システムを用いたエラーチェックの徹底

- ・ ICTを最大限活用して、組織やプロセス間でデータの欠落や転記ミス等の誤りが発生しないようなシステムの見直しを検討するとともに、システムによるエラーチェック等が可能な限り実現されるよう、次期統計処理システムの見直しを検討する。

(4) 統計作成部署における業務見直し

- 今回の事案の再発を防止するため、「(3) システムの見直し」における業

務のICT化を進めるとともに、現在の業務の「棚卸し」をした上で、業務処理の流れを分析し、徹底した業務効率化に努めていくものとする。

(5) 調査実施機関との連携

- 今回の事案においては、厚生労働省の統計担当課室と都道府県等調査実施機関との間のコミュニケーション不足が露見した。統計調査において地方公共団体や民間事業者等は、協働・連携して統計を作成するパートナーであり、円滑なコミュニケーションの下、適切な指示や履行確認を果たしていかなければならない。こうした観点から、以下のような取組を推進する。
 - ・ 統計調査実査後に厚生労働省と調査実施機関との意見交換等を実施することにより、調査プロセスの改善を図るとともに、関係者間の連携を確保する取組を行う。
 - ・ また、統計調査の実施において統計調査員は、統計の正確性を向上するうえで重要な役割を担っていることから、統計調査員による適切な調査を実施するための措置として、適正な事務手引き等の整備や研修の充実等について検討する。加えて、調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確保する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）を導入する。

(6) 統計等データの保存の徹底

- 今回の事案では、平成16年から平成23年の調査の再集計値の算出に必要な資料の一部の存在が確認されず、再集計値の作成が困難な状態となった。こうした点を踏まえ、統計等データの保存ルールを整備し、適正に運用していく観点から、以下のような取組を推進する。
 - ・ 結果数値等の誤りが発見された際に、過去に遡って再集計が行えるよう、推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を確保する。この際、すべてのデータは、電子化するとともに、(1)の統計ユーザーの視点に立った調査設計等の情報公開にも十分留意していくものとする。

3. 統計に関する認識・リテラシーの向上

- 今回の事案では、公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さ、統計事務の担当者の職務遂行に対する安易な姿勢や遵法意識の不足などが指摘されるとともに、ガバナンスが欠如することとなった原因の一つとして、厚生労働省の幹部職員の統計に関する知識や統計業務担当の経験不足などが指摘された。

- こうした点を踏まえると、職員の資質・能力の改善を図っていくことを通じて、組織に蔓延する「事なかれ主義」を打破していくことが求められており、幹部職員を含め、職員一人ひとりに求められる「統計に関する認識・リテラシーの向上」に関する以下のような取組を行っていく必要がある。

(1) 研修の実施

- 今回の事案を踏まえ、統計の基本知識の習得や意識改革の徹底、責任の自覚とガバナンスの強化を図るとともに、職員の質の向上や計画的な人材育成を図る観点から、以下のような取組を推進する。
 - ・ 統計担当職員を対象に、統計の基本知識や調査方法論をはじめとして、情報技術の知識や、統計法令に関する研修の強化を図るとともに、段階的な研修体系の整備を行う。さらに、中核的な統計人材を育成するため、長期研修等を受講しやすい環境の整備についても検討を行う。
 - ・ 本省全職員を対象とする統計の基礎知識の習得や利活用の促進等に関する研修、幹部職員に対する統計リテラシーの向上、ガバナンスの強化等に関する研修を体系的に整備し、計画的な受講を推進する。

(2) 人事交流の推進

- 統計に関わる部門が「閉じた組織」となっており、統計を単なる数字としか見ておらず、その先にある厚生労働政策の策定・施行との関係を把握できていないなどの課題が指摘されたことを踏まえ、「開かれた組織」への変革を図るため、以下のような取組を推進する。
 - ・ 作成された統計がどのように利活用されているのか、ユーザーの視点に立った統計の作成に資するため、省内の政策所管部局との人事交流（送り出し）を行い、人材育成を図る。
 - ・ さらに、他府省、民間の研究機関等との人事交流や国内外の大学・大学院への留学機会の付与等により、先進的な技能・知見の習得や相互研鑽機会の拡充の機会を設ける。
 - ・ 外部人材の積極活用や、統計学者、経済学者などの外部有識者との積極的な交流などを通じて、「開かれた組織」への変革を図る。【1（2）の再掲】

(3) 職員のキャリアパス形成の見直し

- 今般の事案では、統計業務に携わる担当者でさえ、統計の意義や重要性についての意識が備わっていないことなどの課題が浮き彫りになった。こう

した点を踏まえれば、統計職員の計画的な育成やモチベーションを高めていくため、以下のような取組を行う。

- ・ 職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計人材を計画的にキャリアアップさせ、統計職員が安心して業務を遂行し、誇りを持てるようなキャリアパスを策定する。
- ・ 統計調査担当に統計業務経験者を配置し、とりわけ、基幹統計など重要統計は統計業務経験者を中心に作成することを基本とする。重要統計は統計のスペシャリストを計画的に育成し、担当させる。
- ・ 併せて、省全体で、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。

第3章 「統計行政のフロントランナー」を目指した取組

1. 速やかな実施が求められる取組

(1) 個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進

- 今回の事案においては、有識者懇談会において、調査の個票データが研究者等の外部有識者の目に触れられていたら、早期発見が行われた可能性があるのではないか、との指摘がなされたことを受け、以下のような取組を推進する。
 - ・ 統計データの利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに、結果数値等の誤り発見の観点からも有効である。また、作成したデータが第三者に利用される可能性があることは、日常業務に緊張感を持って取り組む要因ともなる。このため、個票データの一層の有効活用に向けた取組を推進する。
 - ・ この際、基幹統計や一般統計の個票データのみならず、行政記録情報の利活用の促進に向け、省内の行政記録情報や業務統計の所管課室も利活用の推進を図るものとする。

(2) EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)

- 厚生労働省を挙げて、EBPMの実践を通じた統計の利活用を推進する。具体的には、外部有識者の力を借りつつ、省内にモデル事業などの効果検証を行うプロジェクトチームを設置する。また、こうした取組を通じて、実際に、EBPMを実践する。併せて、EBPMに関する調査研究を推進する。

(3) データの一元管理の推進

- 厚生労働省が保有する統計等データを適切に保存するため、第2章の2(6)の取組のみならず、統計等データの一元管理が可能となるよう、次期統計処理システムの見直しを検討する。その際、都道府県など国以外の主体が保有・管理しているため、永年保存されていない調査票情報等や、出先機関が保有・管理している調査票情報等についても、国に集約して保存できるよう検討する。
- こうした取組の実施に当たっては、各局が所管する一般統計等も含めて検討するとともに、(1)の個票データの一層の有効活用、(2)のEBPMの推進の動きとも連動したものとし、統計情報へのアクセシビリティを高めるものとする。

(4) ICTを活用した業務プロセスの更なる見直し

- 国・地方における業務の効率化等につながるAIやRPA（自動化ロボット）の導入に向けた調査研究を推進する。

(5) PDCAサイクルの徹底による更なるガバナンスの確立（統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証を行い、今後の統計へ反映）

- 統計幹事である政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について、調査実施後（又は定期的）に点検・評価を行うことをルール化する。

(6) 外部有識者等の積極的な参画

- 厚生労働省内の広く有識者からの意見をいただく場（第4章の2参照）などの活用を通じて、国民の公共財としての統計調査の企画・実施・集計・公表を的確に行う。

- この際、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）部局は、有識者と連携し、経済・社会の変化に対応し、時代に合わなくなった統計、調査項目の廃止等の見直しや時代に即した調査項目等の積極的な検討などを担当部局任せにせず、不断の見直しを進める。

(7) 統計委員会との連携強化及び政府方針に対する迅速な対応

- 厚生労働省は、普段から、統計委員会や統計委員会事務局との連携を図り、信頼関係の構築に努める。

- さらに、総務省の統計委員会や点検検証部会、内閣官房の統計改革推進会議などの検討状況をフォローしつつ、政府全体の動きにも迅速かつ適切に対応する。

2. 中長期的な観点から検討する取組

(1) データ利活用検討会（仮称）の設置及び検討

- 1(1)～(3)の取組と関連し、これらの統計情報や行政システムの設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みとして、データ利活用検討会（仮称）の設置を検討する。

- この際、個票データの活用に当たっては、厚生労働省が所管する基幹統計、一般統計、業務統計同士のマッチングキーなどの情報も保管し、個人情報の保護に留意しつつ、相互に利用可能なものとするよう検討する。

(2) 分析・政策立案機能の強化に向けた組織機能のあり方の見直し

○ 提言においては、厚生労働省における分析・政策立案機能の強化に向けては、厚生労働省の組織を以下の二つの方向性のいずれかで見直していく必要があるとされた。

① 省内の基幹統計・一般統計を一体的に所管する調査統計部門を設置し、分析・政策立案機能を強化する方法。

② 省内の基幹統計・一般統計を部局横断的に調査統計部門が調整し、分析・政策立案機能を強化する方法。

○ こうした指摘の趣旨を踏まえ、エビデンスに基づき政策立案、関係部局の協力を得ながら政策立案の基礎となる資料作成と各種調整を行うとともに、審議会、研究会等に提出する資料の客観性の担保等を果たすことができる組織を目指すため、官房機能や政策統括機能の強化、統計改革の推進をはじめとした一連の厚生労働省改革を推進する。

第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップ

1. 工程表の作成、進捗状況の管理

- 本ビジョンの内容は多岐にわたるものである。統計改革の推進は、すぐに実行するもの、令和2年度に向けた予算・機構定員要求で対応するもの、中長期的に取り組んでいくものといったように実現に要する時間・費用などに応じて整理した工程表を作成するとともに、当該工程表に基づき、継続的に、改革の進捗管理を行う。

2. 常設の検討会の設置

- 厚生労働省は、所管する公的統計に関連し、普段から統計や経済の専門家の意見を聞く機会が少ないのではないかと指摘があったことも踏まえ、厚生労働省所管統計の適正化や更なる進化のためには、厚生統計・労働統計とともに、こうした学識経験者や有識者との関係性の構築を、一過性のものではなく、継続的なものとしていく必要がある。
- このため、外部有識者の目により定期的に厚生労働統計のあり方等について点検を行う観点から、学識経験者等による常設の検討会を設置する。当該検討会においては、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の進捗状況を確認するとともに、厚生統計・労働統計とともに、更なる改革を行っていくものとする。
- その際、厚生統計については既に社会保障審議会統計分科会がある一方、労働統計についてはそのような審議会組織が存在しないこと、一方で、統計のあり方を検討していく際には、公労使による合意形成には馴染みにくいことなども踏まえ、統計のあり方を考えるのに相応しい検討会のあり方を、厚生労働省において検討する。

「厚生労働省統計改革ビジョン 2019（仮称）の策定に向けた提言」
（令和元年 8 月 20 日）の 8 ページから 10 ページの抜粋

Ⅱ 今回の統計問題の整理

- 本懇談会は、一連の統計問題の原因究明を目的として設置されたわけではないが、「再発防止策」や「統計行政のフロントランナーを目指した取組」について取りまとめる前提として、今般の統計問題の中でも特に社会的に大きな問題を引き起こした毎月勤労統計調査について、本年 7 月 22 日の第 1 回懇談会で毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会委員長代理の荒井史男弁護士の出席を求め、主な不適切事案の事実関係等について下記 1 及び 2 のとおり説明を受けた。

1. 主な事実関係について

- (1) 平成 16 年 1 月調査から抽出調査を導入したことについて
 - 規模 500 人以上の大規模事業所については、全数調査（抽出率 1 / 1）となっているため、継続して調査対象となっている事業所から都道府県に対して苦情が寄せられており、継続指定を避けることができないかとの都道府県の要望に配慮するとともに（平成 15 年 8 月）、大規模事業所が集中している東京都（約 1 / 4）については全数調査にしなくても精度が確保できると考えたこと（平成 15 年 7 月）から、東京都について抽出調査に変更がなされた。なお、こうした調査方法の変更は、担当課限りで決定された。
- (2) 平成 16 年 1 月調査からの抽出調査に関して適切な復元処理がなされなかったことについて
 - システム改修の必要性が生じた場合には、企画担当係とシステム担当係が打ち合わせをしながら必要な作業を進めていくが、係長以下のみによる対応であり、口頭ベースで依頼することもあるなど、事務処理に誤りが生じやすい体制であった。このため、抽出調査の導入に伴う復元処理に係るシステム改修が適切に行われなかった（平成 15 年（5 月以降））。
- (3) 不適切な取扱いを知らず放置していたことについて
 - これらが放置されたのは、「公表資料は原則を記載したもの」、など放置を独自に正当化した上で、悪しき前例であってもこれを踏襲したことや誤り

を改めることに伴う業務量の増加や煩雑さを嫌ったことや、業務が多忙であったり、復元処理による影響が小さいと判断したりしたことなどを理由とするものであった。

- 一方で、全国の都道府県に送付していた抽出率逆数表には、東京都の大規模事業所で抽出調査を行われていることが確認できる記載があるなど、その場しのぎの事務処理をしており、規範意識の欠如や事の重大性に対する認識の甘さがあった。

(4) 平成30年1月調査から復元処理を始めた経緯について

- 平成30年1月調査分から中規模事業所におけるローテーション・サンプリング方式が採用されることとなったため、システム改修が必要となったが、この際、当時の担当室長は、従前より、抽出調査をしながら適切な復元処理がシステムに組み込まれていないことを知っていたため、統計として本来あるべき適切な復元処理をし、正確な統計を公表・提供するために、上記のシステム改修の際に東京都の大規模事業所に関する適切な復元処理も行うことができるようにシステムを改修した（平成29年（5月以降））。
- この際、担当室長はシステム改修の前後で集計結果に段差が生じると予想していたものの、復元処理による影響を過小評価し、抽出に伴い復元をしていないというこれまでの調査方法の問題や復元による影響について上司への報告を怠った。

2. これらの事実関係に対する指摘等について

- 以上1(1)から(4)までの事実関係に対しては、特別監察委員会より、以下のような指摘がなされている。
 - ・まず何よりも、公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さが際立っている。
 - ・厚生労働省の統計事務の担当者の職務遂行に対する安易な姿勢は、甚だしい職務怠慢であって、定められたルールに従って誠実に事務を遂行すべき公務員として到底許されるものではない。
 - ・厚生労働省の幹部職員の多くには統計に対する無関心が伺われ、統計に関する知識や統計業務担当の経験がないものが多い。
 - ・今般の不適切な取扱いは、毎月勤労統計という重要な統計を司る厚生労働省の組織としての問題に帰着する部分も多い。

3. その他の指摘等について

- また、総務省統計委員会の「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」（令和元年6月27日）によれば、「最も影響度が深刻であった毎月勤労統計の事案では、端的に言えば、組織内におけるガバナンスが十分に機能しなかったことが最大の要因と考えられる」と指摘されている。

- さらに、総務省行政評価局の「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」（平成31年3月8日）によれば、
 - ・「遵法意識の欠如」と「事なかれ主義の蔓延」が問題の根底であり、その打破が急務であること、
 - ・厚生労働省政策統括官の統計部門担当は、組織内のコミュニケーションが欠落（幹部への情報集約と担当への指示が機能不全）しており、統計メーカーとしての責任を果たすという視点から、組織と運営を見直し、ガバナンスを高めるべき、と指摘されている。

厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）有識者懇談会 開催要綱

1 開催の趣旨等

厚生労働省として、政策立案や学術研究、経営判断の礎として常に正確性が求められる公的統計の重要性に対する基本認識を明確にし、作成するすべての統計が真に統計ユーザーや国民の視点に立った統計を作成できる組織へと生まれ変わるため、広く外部有識者の意見を取り入れて、厚生労働省が政府全体の公的統計を牽引するような「統計行政のフロントランナー」となることを目指し、「厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）」を策定する。

2 検討事項

厚生労働省が策定する「厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）」に盛り込むべき具体的内容、及びそれが真に実効性のある取組となるような取組の方向性・妥当性等。

3 構成員及び運営

- ・ 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- ・ 懇談会に座長を置き、座長は、構成員のうちから厚生労働大臣が指名する。
- ・ 懇談会は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が開催する。
- ・ 懇談会の庶務は、関係各局・各課の協力を得て、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付統計・情報総務室で行う。
- ・ その他、懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）有識者懇談会
構成員

梶木 壽（フレイ法律事務所弁護士）

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

◎小峰 隆夫（大正大学地域創生学部教授）

中室 牧子（慶應義塾大学総合政策学部教授）

吉川 洋（立正大学学長）

◎は座長

【オブザーバー】

美添 泰人（青山学院大学経営学部プロジェクト教授）

厚生労働省統計改革ビジョン 2019（仮称）有識者懇談会 開催実績

第1回 令和元年7月22日

- (1) 統計の重要性について
- (2) 今回の統計問題について
- (3) 再発防止及び統計行政のフロントランナーとなるための取組に向けた意見交換等

第2回 令和元年8月2日

- (1) 各種報告等における再発防止策のポイントについて
- (2) 第1回有識者懇談会を踏まえた論点整理（各委員の主な意見）について
- (3) 厚生労働省統計改革ビジョン 2019（仮称）の策定に向けた提言項目（案）について
- (4) その他

第3回 令和元年8月20日

- (1) 厚生労働省統計改革ビジョン 2019（仮称）の策定に向けた提言（案）について
- (2) その他

厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表

令和元年10月8日 厚生労働省

※ 厚生労働省統計改革ビジョン2019については、工程表に基づき、継続的に改革の進捗管理を行う。
また、学識経験者等による統計改革を推進するための検討会を設置し、工程表の進捗状況を確認(年2回)するとともに、
順次工程表の見直しを行うものとする。 ～ ビジョン【第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップ】 ～

| 2019年度(令和元年度) | | | | 2020年度(令和2年度) | 2021年度(令和3年度) | 2022年度(令和4年度)～ |
|----------------------------|----------------------------|--------------|----------------------------|---|---------------|----------------|
| 有識者懇談会における検討。提言とりまとめ【8/20】 | 厚生労働省統計改革ビジョン2019の策定【8/27】 | 工程表の策定【10/8】 | 統計改革を推進するための検討会の位置付け、体制の確定 | 統計改革を推進するための検討会を開催 工程表の進捗状況のフォローアップ(年2回) 適宜、ビジョン及び工程表の見直し | | |

1. 統計業務の改善(その1) ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

～ビジョン「第2章2. (2)適正な業務ルールに基づく業務の遂行」等～

(1)取組内容

- 統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的なガイドラインを作成する。
- ガイドラインに定められたルールに基づき、データの保管状況や、記録の保存状況、統計の利活用状況等を定期的に点検を行う。調査実施機関との連携確保を図りつつ、調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確認する取組(いわゆる「コンプライアンスチェック」)も定期的を実施する。
- 計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合の相談窓口を整備するとともに、統計の誤りを発見した場合等は迅速かつ適切に対応手順に基づき対応する。

【ガイドラインに盛り込む事項】

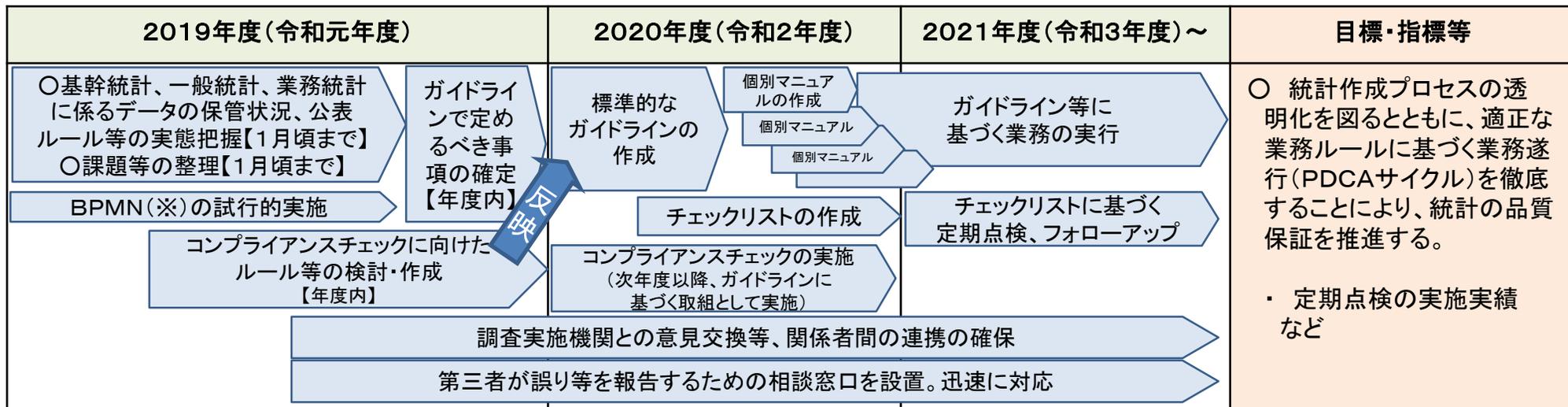
①業務マニュアル:統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化

- ・ 調査計画の変更等に係る「承認権者」
- ・ 統計ユーザーの視点に立った情報公開(「公表ルール」)
⇒ 調査設計、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等
- ・ 必要なデータや集計プログラムの「保存ルール」
⇒ 推計乗率の算出情報等の補助情報の記録保存なども含む。
⇒ 電子化、一元化等の推進方針も記載
- ・ 不正発覚時の「対応手順」⇒ 不正発覚時の相談窓口の設置
- ・ システム外注時等の発注ルール 等

②定期点検のルール化及びチェックリストの策定

- ・ 調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等に関する調査実施後(又は定期的)の点検・評価ルール
- ・ 推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムに関する記録の「保存状況」
- ・ 調査員調査の業務の履行状況を確認する「コンプライアンス・チェック」等

(2)スケジュール



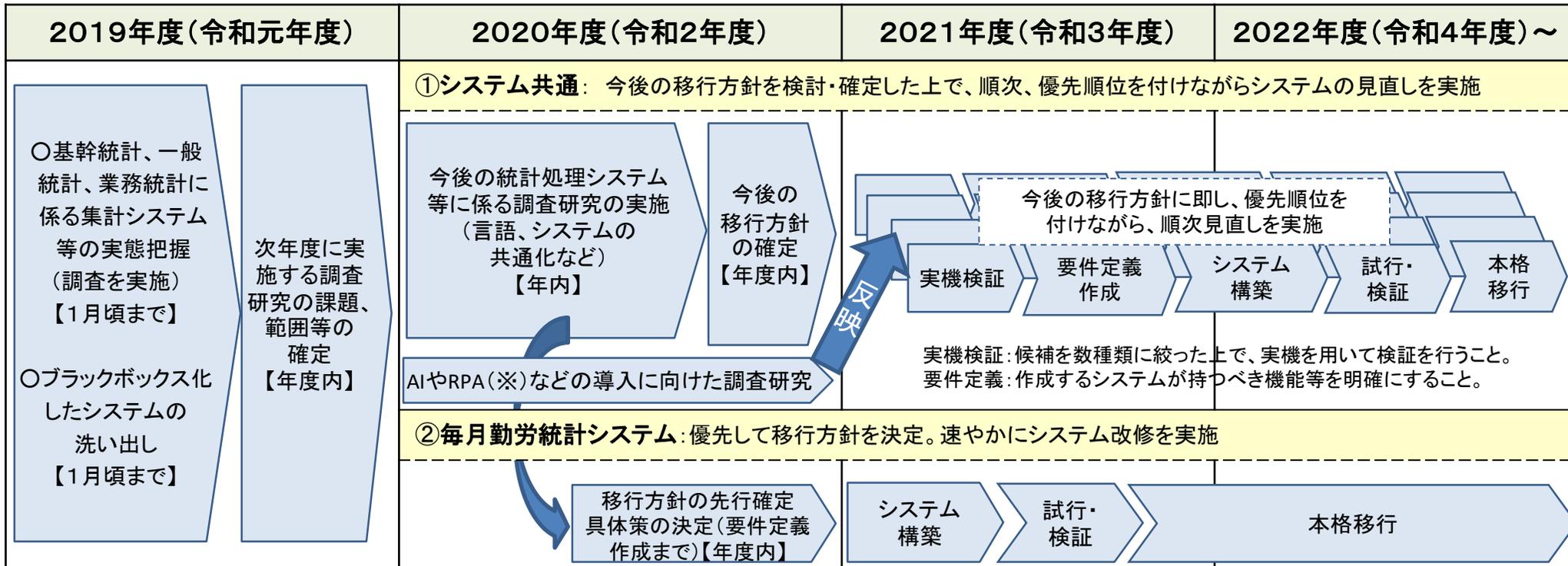
※ BPMN((Business Process Model and Notation):業務プロセスの定義や描画法に関する国際標準。統計業務プロセスの可視化を目的として、標準的な業務フローを作成。

2. 統計業務の改善(その2) 情報システムの適正化 ～ビジョン「第2章 2. 統計業務の改善(3)システムの見直し」等～

(1) 取組内容

- 情報システムの適正化に向けた調査研究を実施(データの一元的保存も含む。)し、毎月勤労統計で用いられているCOBOLをはじめ、レガシー化したシステムからの脱却を図る。
- AI、RPAなどの導入に向けた調査研究の実施とその結果を踏まえたシステムの適正化を実施する。
- 併せて、ICTを活用した業務プロセスの見直し及びシステムを用いたエラーチェックの徹底を推進する。

(2) スケジュール



目標・指標等

- 汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を図るとともに、職員等による手作業のデジタル化、被調査者の負担軽減・利便性向上など、業務の正確性の確保及び省力化・効率化を推進する。

※ RPA(Robotic Process Automation): 自動化ロボット。

3. 組織改革・研修の拡充等

～「第2章1. 組織の改革とガバナンスの強化」、「第2章3. 統計に関する認識・リテラシーの向上」等～

(1) 取組内容

① 組織改革・体制整備関係

- 統計審査体制の強化やガバナンスの強化を図るため、政策部局が作成する統計の相談・支援体制の整備、統計分析審査官の配置、第三者が誤りなどを発見した場合の相談窓口の設置【再掲】など、組織・体制の整備を行う。
- 「開かれた組織」、「外部チェック機能」の強化、「統計の改善等」に努めるため、外部有識者の活用、政策所管部局との人事交流を推進する。併せて、統計幹事(政策統括官)を補佐する専門家を配置する。
- 統計リソースの拡充に向け、計画的な職員採用や定員・予算の確保を図る。

② 人材育成・研修の充実関係

- 統計担当職員のみならず、全職員や幹部職員に対する段階的な研修の体系を整備するため、統計データ作成・活用・分析能力の向上に向けた「人材育成基本方針」の見直しを行うとともに、計画的かつ体系的な研修を実施する。
- 職員の統計人材プロフィール(統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等)を整備するとともに、統計人材の計画的なキャリアアップを推進する。

(2) スケジュール

| 2019年度(令和元年度) | 2020年度(令和2年度) | 2021年度(令和3年度)～ | 目標・指標等 |
|---|---|--|---|
| 【組織改革・体制整備関係】 企画官配置(民間)【10月～】 統計分析審査官の配置【7月～】 第三者が誤り等を報告するための相談窓口を設置。迅速に対応【再掲】 組織定員要求・予算要求 等 職員配置の見直し | 企画官(民間)に加え、統計幹事を補佐する専門家を配置 統計分析審査官による分析的審査等の推進 政策所管部局・他省庁等との人事交流の拡大、関係機関との連携 定員・予算の確保 職員配置の見直し 職員配置の見直し | 定員・予算の確保 職員配置の見直し 職員配置の見直し 計画的な研修実施 (研修の実施を踏まえ、 研修メニュー、体系等を修正) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者の活用、職員の適正配置の推進等により、閉じた組織からの脱却を図るとともに、統計審査体制を強化する。 ○ 職員の資質・能力の向上を図り、統計のスペシャリストなど統計人材を計画的に育成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の延べ受講者数 ・ レベル別受講者数 など |
| 【人材育成・研修の充実関係】 人材育成基本方針の見直し(研修体系の再整理)【年度内】 研修実施 統計人材プロフィールの整備 | 新体系による計画的な研修実施 (研修の実施を踏まえ、 研修メニュー、体系等を修正) 統計人材の計画的なキャリアアップを推進 | 計画的な研修実施 (研修の実施を踏まえ、 研修メニュー、体系等を修正) | |

4. データの利活用・一元的な保存の推進

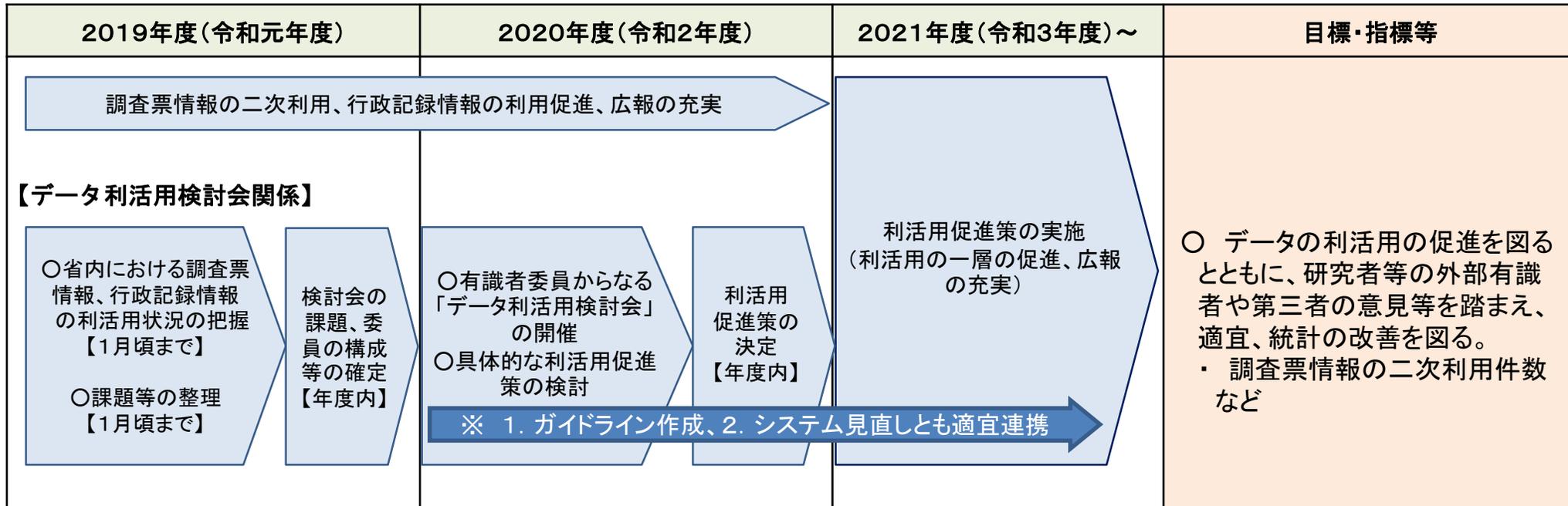
～「第3章1. (1) 個票データの二層の有効活用に向けた取組の推進」、第3章2. (1) データ利活用検討会(仮称)の設置及び検討」等～

(1) 取組内容

- 調査票情報の二次利用、行政記録情報の利用促進に関する広報の充実を行う。
- 調査票情報の二次利用、行政記録情報の利用促進に関し、有識者委員からなる「データ利活用検討会(仮称)」を設置し、データ利活用に係る課題等への対応方法や、二次利用者等からの意見を踏まえた利用促進策の検討を行う。
- この際、マッチングキーなどの情報の利活用の可能性や、外部からの情報提供依頼への対応策等も併せて検討する。

※ データの保存ルールについては、1. ガイドライン作成において整理するとともに、2. システム見直しに係る調査研究において、データの一元管理ができるような保存先、保存方法等について検討し、順次、対応を行う。

(2) スケジュール



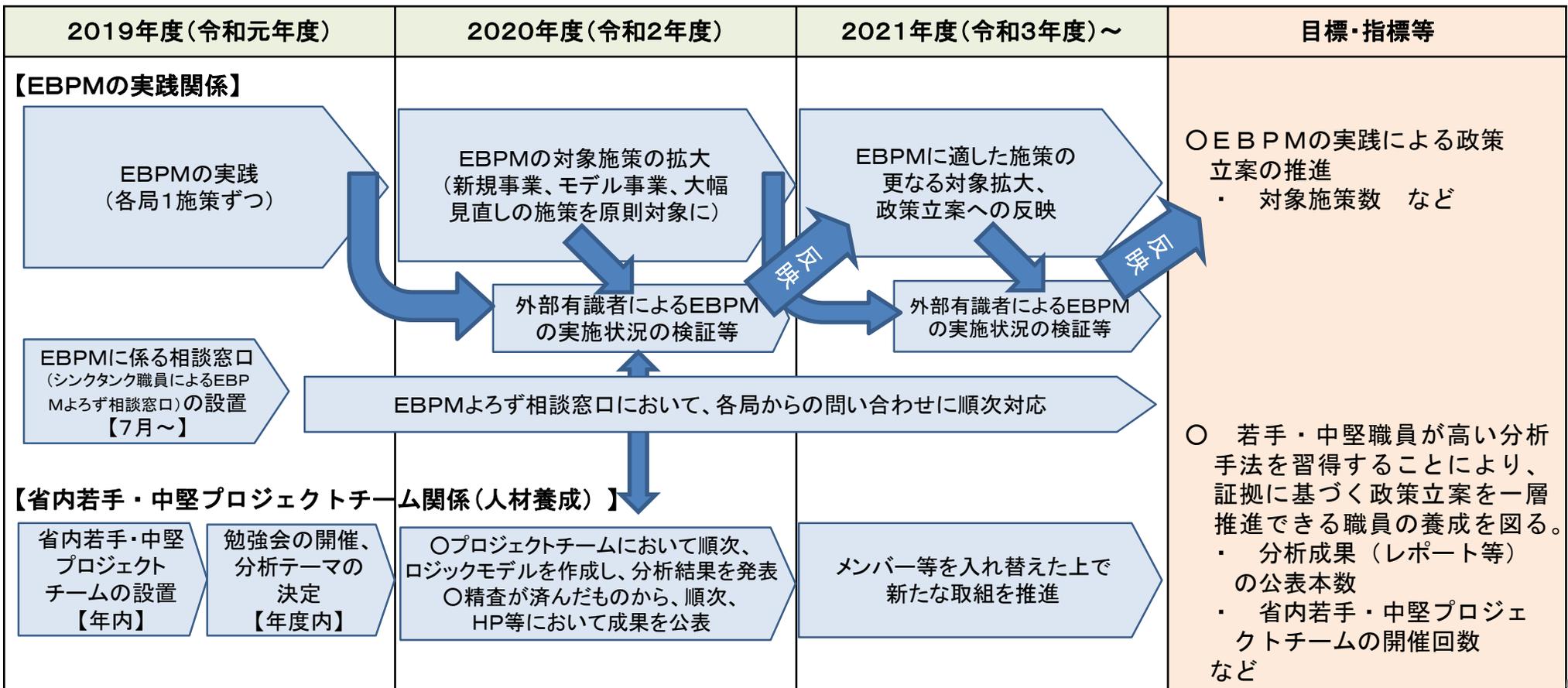
5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

～「第3章1.(2)EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)」等～

(1)取組内容

- 現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、厚生労働省を挙げて、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence Based Policy Making)を実践する。
- こうした取組と並行し、データの利活用の促進並びに若手・中堅職員の分析手法の習得を主たる目的として、省内有志による省内若手・中堅プロジェクトチームを設置し、各局担当者による分析等を行った上で、その結果を、白書や審議会資料等に活用するほか、HP等でレポートを公表する。

(2)スケジュール



(参考)

厚生労働省統計改革ビジョン2019の関係記述

1. 工程表の作成、進捗状況の管理

- 本ビジョンの内容は多岐にわたるものである。統計改革の推進は、すぐに実行するもの、令和2年度に向けた予算・機構定員要求で対応するもの、中長期的に取り組んでいくものといったように実現に要する時間・費用などに応じて整理した工程表を作成するとともに、当該工程表に基づき、継続的に、改革の進捗管理を行う。(第4章1)

2. 常設の検討会の設置

- 厚生労働省は、所管する公的統計に関連し、普段から統計や経済の専門家の意見を聞く機会が少ないのではないかと指摘があったことも踏まえ、厚生労働省所管統計の適正化や更なる進化のためには、厚生統計・労働統計ともに、こうした学識経験者や有識者との関係性の構築を、一過性のものでなく、継続的なものとしていく必要がある。
- このため、外部有識者の目により定期的に厚生労働統計のあり方等について点検を行う観点から、学識経験者等による常設の検討会を設置する。当該検討会においては、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の進捗状況を確認するとともに、厚生統計・労働統計ともに、更なる改革を行っていくものとする。
- その際、厚生統計については既に社会保障審議会統計分科会がある一方、労働統計についてはそのような審議会組織が存在しないこと、一方で、統計のあり方を検討していく際には、公労使による合意形成には馴染みにくいことなども踏まえ、統計のあり方を考えるのに相応しい検討会のあり方を、厚生労働省において検討する。(第4章2)

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施 関係

～ ビジョン「第2章 2. 統計業務の改善(2)適正な業務ルールに基づく業務の遂行」等 ～

1. 業務マニュアル関係

- ・ 総務省が作成・提供する標準的な業務マニュアルを踏まえ、統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的な業務マニュアルを作成し、そのルールに基づいた業務遂行を実践する。なお、業務マニュアルの整備に際しては、チェックリスト方式など、経験年数の少ない職員でも使いやすいものとするよう心がけるものとする。また、業務マニュアルの改訂に際しては、その考え方や履歴を保存していくことを原則化する。(第2章2(2)①)
- ・ また、対応手順には、調査計画の変更や、プログラム、結果表等各種成果物に関する承認権者(専決区分)を示すこととする。(第2章2(2)②)
- ・ ブラックボックス化しやすい調査設計、標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等(母集団及び標本の規模に関する情報を含む。)などについては、詳細な調査内容を公開する。(第2章2(1))
- ・ 結果数値等の誤りが発見された際に、過去に遡って再集計が行えるよう、推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を確保する。この際、すべてのデータは、電子化するとともに、(1)の統計ユーザーの視点に立った調査設計等の情報公開にも十分留意していくものとする。(第2章2(6))

2. 定期点検関係

- ・ データの保管状況や、記録の保存状況など、業務マニュアルのチェックリストに基づいて、定期的に点検を行う。プログラムの修正に当たっても、予め策定されたチェックリストに基づき、複数人チェックの徹底を図る。(第2章2(2)②)
- ・ 結果数値等の誤りが発見された際に、過去に遡って再集計が行えるよう、推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を確保する。この際、すべてのデータは、電子化するとともに、(1)の統計ユーザーの視点に立った調査設計等の情報公開にも十分留意していくものとする。(第2章2(6))【再掲】
- ・ 毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。このため、統計の利活用状況を定期的に確認するとともに、統計委員会の建議を踏まえ、今後、整備が見込まれる誤り発見時の対応ルールに則り、統計の誤りを発見した際はその影響を迅速・正確に把握して適切に対応する。(第2章2(2)②)
- ・ 調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確保する取組(いわゆる「コンプライアンスチェック」)を導入する。(第2章2(5))
- 統計幹事である政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について、調査実施後(又は定期的)に点検・評価を行うことをルール化する。(第3章1(5))
- この際、政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)部局は、有識者と連携し、経済・社会の変化に対応し、時代に合わなくなった統計、調査項目の廃止等の見直しや時代に即した調査項目等の積極的な検討などを担当部局任せにせず、不断の見直しを進める。(第3章1(6))

3. 不正発覚時の対応手順関係

- ・ 統計調査の内容や手法に計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合、速やかに問題を報告し、迅速に対応するためのルール化を行い、実行するための体制(相談窓口等)を整備する。(第2章1(1))
- ・ ①の業務マニュアルには、誤りを早期に発見するためのチェック方法や誤りを発見又は外部から指摘された場合の手順(組織内情報共有ルール等)を盛り込むこととする。(第2章2(2)②)
- ・ 毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。このため、統計の利活用状況を定期的に確認するとともに、統計委員会の建議を踏まえ、今後、整備が見込まれる誤り発見時の対応ルールに則り、統計の誤りを発見した際はその影響を迅速・正確に把握して適切に対応する。(第2章2(2)②)【再掲】

4. その他

- ・ 統計調査員による適切な調査を実施するための措置として、適正な事務手引き等の整備や研修の充実等について検討する。(第2章2(5))

2. 情報システムの適正化 関係

～ビジョン「第2章 2. 統計業務の改善(3)システムの見直し」等～

1. 情報システムの適正化

- ・ 「ブラックボックス化」したシステムを有する統計においては、仕様書等を早急に整備し、汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。（第2章2（3）①）
- ・ 併せて、幹部職員や人事異動後の職員でも容易にコンピュータ処理の内容が理解しやすいアーキテクチャ（設計概念）のあり方や事務手順書等を検討するとともに、使いこなせる職員の養成にも努める。（第2章2（3）①）

2. ICTを活用した業務プロセスの見直し

- ・ ICTを最大限活用して、調査票の回収、エラーチェック等の審査・集計、公表等の一連のプロセスにおいて可能な限り職員等による手作業のデジタル化を推進する。（第2章2（3）②）
 - ・ また、被調査者の負担軽減・利便性の向上を図り、調査票の回収率・記入率の向上を通じた正確性の確保及び都道府県等調査実施機関の事務負担軽減のため、オンライン調査の導入、オンライン回答率の向上等を推進する。（第2章2（3）②）
- 国・地方における業務の効率化等につながるAIやRPA（自動化ロボット）の導入に向けた調査研究を推進する。（第3章1（4））

3. システムを用いたエラーチェックの徹底

- ・ ICTを最大限活用して、組織やプロセス間でデータの欠落や転記ミス等の誤りが発生しないようなシステムの見直しを検討するとともに、システムによるエラーチェック等が可能な限り実現されるよう、次期統計処理システムの見直しを検討する。（第2章2（3）③）

4. その他

- 今回の事案の再発を防止するため、「（3）システムの見直し」における業務のICT化を進めるとともに、現在の業務の「棚卸し」をした上で、業務処理の流れを分析し、徹底した業務効率化に努めていくものとする。（第2章2（3）③）

3. 組織改革・研修の拡充等 関係

～「第2章1. 組織の改革とガバナンスの強化」、「第2章3. 統計に関する認識・リテラシーの向上」等～

1. 組織・体制の整備

- ・ 厚生労働省の統計幹事（政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当））の下に、調査内容の抜本的な見直し、調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなどを行う改革のエンジンとなる企画担当や、政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備する。さらに、統計審査担当体制の強化など必要な体制整備を図ることを通じて、統計幹事が、統計改革の司令塔としての役割を果たし、統計幹事の責任の下、PDCAサイクルの確実な実行によるガバナンスの強化を図る。（第2章1（1））
- ・ 内閣官房の指示の下、厚生労働省に配置された分析的審査担当官は、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策の検討状況の管理等を実施する。（第2章1（1））
- 外部有識者の目により定期的に厚生労働統計のあり方等について点検を行う観点から、学識経験者等による常設の検討会を設置する。当該検討会においては、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の進捗状況を確認するとともに、厚生統計・労働統計とともに、更なる改革を行っていくものとする。（第4章2）
- その際、厚生統計については既に社会保障審議会統計分科会がある一方、労働統計についてはそのような審議会組織が存在しないこと、一方で、統計のあり方を検討していく際には、公労使による合意形成には馴染みにくいことなども踏まえ、統計のあり方を考えるのに相応しい検討会のあり方を、厚生労働省において検討する。（第4章2）

2. 外部有識者の活用を含めた人事交流の推進

- ・ 統計の改善等に向け、厚生労働省内においても外部人材の積極活用を図る。その際には、適切な処遇の確保に努めるとともに、採用された外部人材は、統計改革や、統計の見直しに向けた厚生労働省の統計幹事の補佐などを担当する者とする。（第2章1（2））
- ・ 統計学者や統計を十分に利用している経済学者などの外部の専門家と、常に協力・相談できる体制を構築する。（第2章1（2））
- ・ また、統計の業務改善を行う場合には、統計に精通するコンサルティング会社やシステム開発を行う業者の活用などを検討する。（第2章1（2））
- ・ 作成された統計がどのように利活用されているのか、ユーザーの視点に立った統計の作成に資するため、省内の政策所管部局との人事交流（送り出し）を行い、人材育成を図る。（第2章3（2））
- ・ 他府省、民間の研究機関等との人事交流や国内外の大学・大学院への留学機会の付与等により、先進的な技能・知見の習得や相互研鑽機会の拡充の機会を設ける。（第2章3（2））
- ・ 外部人材の積極活用や、統計学者、経済学者などの外部有識者との積極的な交流などを通じて、「開かれた組織」への変革を図る。（第2章3（2））

3. 統計部門のリソースの拡充

- ・ 不断の業務の効率化や研修の充実等を行うとともに、統計業務に専念する、統計学や経済学などの専門性を有する人材の確保をはじめとした、計画的な職員採用や定員の確保を図る。（第2章1（3））
- ・ 人材の育成には一定程度の期間を有するため、即戦力となる外部人材も積極的に活用する。（第2章1（3））
- ・ 人材の確保と同様に、再発防止や統計改善の観点で必要となる予算をきちんと確保する。（第2章1（3））

4. 研修の実施

- ・ 統計担当職員を対象に、統計の基本知識や調査方法論をはじめとして、情報技術の知識や、統計法令に関する研修の強化を図るとともに、段階的な研修体系の整備を行う。さらに、中核的な統計人材を育成するため、長期研修等を受講しやすい環境の整備についても検討を行う。（第2章3（1））
- ・ 本省全職員を対象とする統計の基礎知識の習得や利活用の促進等に関する研修、幹部職員に対する統計リテラシーの向上、ガバナンスの強化等に関する研修を体系的に整備し、計画的な受講を推進する。（第2章3（1））

5. 職員のキャリアパス形成の見直し

- ・ 職員の統計人材プロファイル（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計人材を計画的にキャリアアップさせ、統計職員が安心して業務を遂行し、誇りを持てるようなキャリアパスを策定する。（第2章3（3））
- ・ 統計調査担当に統計業務経験者を配置し、とりわけ、基幹統計など重要統計は統計業務経験者を中心に作成することを基本とする。重要統計は統計のスペシャリストを計画的に育成し、担当させる。（第2章3（3））
- ・ 統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。（第2章3（3））

4. データの利活用・一元的な保存の推進 関係

～「第3章1. (1) 個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進」、第3章2. (1) データ利活用検討会(仮称)の設置及び検討」等～

1. データ利活用の推進

- 統計情報や行政システムの設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みとして、データ利活用検討会(仮称)の設置を検討する。(第3章2(1))
- この際、個票データの活用に当たっては、厚生労働省が所管する基幹統計、一般統計、業務統計同士のマッチングキーなどの情報も保管し、個人情報保護に留意しつつ、相互に利用可能なものとするよう検討する。(第3章2(1))
 - ・ 統計データの利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに、結果数値等の誤り発見の観点からも有効である。また、作成したデータが第三者に利用される可能性があることは、日常業務に緊張感を持って取り組む要因ともなる。このため、個票データの一層の有効活用に向けた取組を推進する。(第3章1(1))
 - ・ この際、基幹統計や一般統計の個票データのみならず、行政記録情報の利活用の促進に向け、省内の行政記録情報や業務統計の所管課室も利活用の推進を図るものとする。(第3章1(1))
 - ・ 調査票情報の二次利用を一層促進するとともに、統計等データの公表に当たっては、利用しやすい形式での提供やオンサイト施設を活用するなど、利便性にも配慮した形態により実施する。(第2章2(1))
 - ・ 行政記録情報の利用促進を図るとともに、研究者等が容易に利用できるよう、利用方法を周知するとともに、効率的な利用方法を早急に検討する。(第2章2(1))
 - ・ 外部からの情報提供依頼については、組織内で共有しつつ、速やかに対応していく必要があり、その具体策については、データ利活用検討会(仮称)などを踏まえて積極的に対応していくものとする。(第2章2(1))

2. データ保存の徹底、一元化の推進の検討

- ・ 総務省が作成・提供する標準的な業務マニュアルを踏まえ、統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的な業務マニュアルを作成し、そのルールに基づいた業務遂行を実践する。なお、業務マニュアルの整備に際しては、チェックリスト方式など、経験年数の少ない職員でも使いやすいものとするよう心がけるものとする。また、業務マニュアルの改訂に際しては、その考え方や履歴を保存していくことを原則化する。(第2章2(2))
- ・ データの保管状況や、記録の保存状況など、業務マニュアルのチェックリストに基づいて、定期的に点検を行う。プログラムの修正に当たっても、予め策定されたチェックリストに基づき、複数人チェックの徹底を図る。(第2章2(2))
- ・ 結果数値等の誤りが発見された際に、過去に遡って再集計が行えるよう、推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を確保する。この際、すべてのデータは、電子化するとともに、(1)の統計ユーザーの視点に立った調査設計等の情報公開にも十分留意していくものとする。(第2章2(6))
- 厚生労働省が保有する統計等データを適切に保存するため、第2章の2(6)の取組のみならず、統計等データの一元管理が可能となるよう、次期統計処理システムの見直しを検討する。その際、都道府県など国以外の主体が保有・管理しているため、永年保存されていない調査票情報等や、出先機関が保有・管理している調査票情報等についても、国に集約して保存できるよう検討する。(第3章1(3))

3. その他(EBPMとの連携など)

- こうした取組の実施に当たっては、各局が所管する一般統計等も含めて検討するとともに、(1)の個票データの一層の有効活用、(2)のEBPMの推進の動きとも連動したものとし、統計情報へのアクセシビリティを高めるものとする。(第3章1(3))

5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進 関係 ～「第3章1. (2)EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)」等～

- 厚生労働省を挙げて、EBPMの実践を通じた統計の利活用を推進する。具体的には、外部有識者の力を借りつつ、省内にモデル事業などの効果検証を行うプロジェクトチームを設置する。また、こうした取組を通じて、実際に、EBPMを実践する。併せて、EBPMに関する調査研究を推進する。(第3章1(2))
- こうした取組(データの一元管理の推進)の実施に当たっては、各局が所管する一般統計等も含めて検討するとともに、(1)の個票データの一層の有効活用、(2)のEBPMの推進の動きとも連動したものとし、統計情報へのアクセシビリティを高めるものとする。(第3章1(3))

厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表の進捗状況 (フォローアップ) について

令和3年11月8日

第4回 厚生労働省統計改革検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1．ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施
- 2．情報システムの適正化
- 3．組織改革・研修の拡充等
- 4．データの利活用・一元的な保存の推進
- 5．EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

1. ガイドラインの作成と PDCAサイクルの着実な実施

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

(1) 2021年度（令和3年度）上期の取組内容

① 統計実施計画書の活用（試行）

- ・ 予算ヒアリング※における提出資料に厚生労働省統計標準ガイドライン（以下「ガイドライン」）に基づく統計実施計画書を追加し、業務実施体制やスケジュール等が適切に確保されているか確認するために活用（8統計）

※令和4年度予算概算要求に先立ち、統計幹事部局として省内の統計を対象に主に調査手法等の統計技術的観点について内容を聴取

② 令和3年度PDCAによる点検・評価の実施

- ・ 6統計を対象に、調査計画の履行状況等に関し点検・評価を実施(下期も継続して実施)

(2) 2021年度（令和3年度）下期の取組方針

③ 統計作成プロセス診断（第三者監査）の試行

- ・ 統計作成プロセスの水準を段階的に向上させることを目的とし、総務省から派遣される統計監理官が行う第三者監査への対応

④ ガイドラインの見直し

- ・ ①～③及びその他政府の動向等を踏まえ、ガイドラインの見直し
- ・ 見直し後は、ガイドラインに基づく統計作成業務の遂行を本格化。また、厚生労働省ホームページでガイドラインを公開。

⑤ コンプライアンスチェック（事業所調査及び世帯調査）の実施及び結果とりまとめ

- 多種多様な統計調査を包含した標準的な業務プロセスや、各種規則・指針に定める遵守事項・留意事項の抜粋など、必要な情報を幅広く記載した標準的な業務マニュアルである「統計標準ガイドライン」を作成し、厚生労働省における統計調査全体のガバナンスを強化 (A)
- 調査担当は、統計標準ガイドラインに基づき、以下の「個別マニュアル」(B)を作成し、業務を遂行
 - 個別統計のガバナンスを強化するため、統計業務の開始に先立ち、企画から公表・提供、評価までのスケジュール、実施体制、成果物等を記載した「統計実施計画書」(B-a)
 - 業務プロセスを可視化するため、統計業務の開始に先立ち、統計業務の企画から公表・提供、評価の一連の業務プロセスにおける業務内容、留意事項等を具体的かつ網羅的に記載した「業務マニュアル」(B-b)

統計調査に向けて作成すべき文書の関係

A 統計標準ガイドライン

- ✓ 厚生労働統計の現状と課題
- ✓ 統計業務に係る組織体制
- ✓ 統計調査の概観
- ✓ 統計業務に係る文書の関係
- ✓ 統計業務の標準的な流れ
- ✓ 統計実施計画書の作成方法
- ✓ 統計実施計画書の雛形
- ✓ 業務マニュアルの作成方法
- ✓ 業務マニュアルの雛形 等

統計調査の実施に先立ち
調査計画・手順を可視化

B 個別マニュアル

B-a 統計実施計画書

統計業務の適切な遂行を確保するために、業務実施体制やスケジュール等を可視化したもの。

B-b 業務マニュアル

企画～公表・評価まで一連の業務プロセスについて、作業手順を可視化したもの。

<統計実施計画書 (記載イメージ)>

- | | |
|--|--|
| <p>I 基本情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 統計の名称 2. 実施機関 3. 統計の目的 4. 統計の分野 5. 統計調査の構成及び概要 6. 主たる統計ユーザー <p>II スケジュール</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 期間 2. 主要なマイルストーン <p>III 実施体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査担当 2. 政策担当 3. 経由機関 4. 委託機関 (経由機関除く) 5. その他関係者 | <p>IV 業務に使用するドキュメント等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [任意のドキュメント等の名称] 例: 業務マニュアル/〇〇操作説明書 <p>V 成果物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [任意の成果物の名称] 例: 総務省申請書類一式 <p>VI 前回からの変更点</p> <p>VII 業務の全体像</p> <p>VIII 改版手順及び改版履歴</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改版手順 2. 改版履歴 |
|--|--|

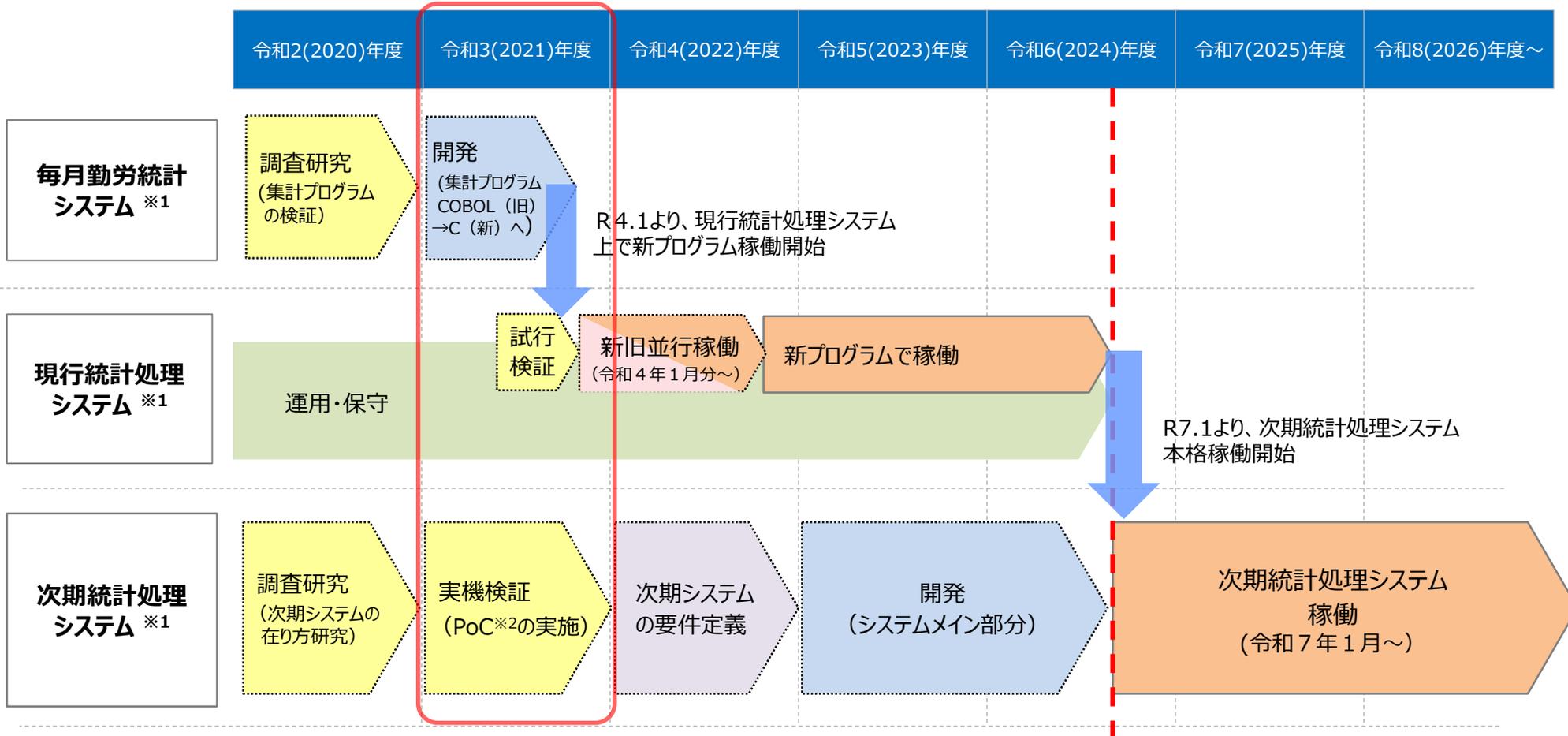
<業務マニュアル (記載イメージ)>

| No. | 名称 | 業務内容 | 留意事項 |
|-----|------|---|---|
| 1.1 | 調査研究 | <ul style="list-style-type: none"> 統計の作成方針 (どのような統計を、何のために、どのように作成するか) を検討する。既存統計については、特に、作成方法の変更、民間委託への切り替え、統計需要を踏まえた調査項目の改廃等を検討する。 上記検討に必要な情報 (統計需要、改善要望等) を収集、確認する。 上記検討した作成方針について、必要に応じて、有識者への意見聴取又は試験調査によって、その妥当性を検証する。 | <ul style="list-style-type: none"> 報告者の負担軽減、より正確な統計の作成、業務の効率化等の観点から、行政記録情報等及び民間事業者が保有するビッグデータ等の活用について、積極的に検討すること。 業務の効率化、民間事業者の有するノウハウやリソースの活用などの観点から、統計業務の民間委託について、積極的に検討すること。 |

2. 情報システムの適正化

2. 情報システムの適正化

統計処理システム及び毎月勤労統計システムの移行スケジュール（予定）は、以下のとおり。
令和7年1月からの新システム本格稼働に向けた対応中。



※1 統計処理システムとは、政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）が所管する統計調査等の審査・集計を行うシステムであり、毎月勤労統計システムは、統計処理システム上で稼働する、毎月勤労統計の全国調査の集計処理を行うプログラム群である。

※2 Proof of Conceptの略。具体的には、予定される次期統計処理システムの環境において、現行システムで使用しているプログラム言語（C言語やシェルのほか、厚生労働省で独自に使用している言語等）の動作確認、現行統計処理システムでの実行結果と同一性確保等の検証を行うもの。

○次期統計処理システムにおいては、「統計業務のガバナンス整備」「統計処理ツール・言語のシンプル化」「クラウド利用の推進」をベースとした構築を目指し、あわせて「統計用データベースの活用」や「簡便な実査の実現」への取り組みを行う。

統計業務の ガバナンス整備

- 構成管理ツールの導入により、プログラムの一元管理のほか、実行管理や業務の可視化により、業務効率化、正確性の担保を実現する
- プログラムの専門知識を有する者によるプログラムの標準化やレビューを実施する体制を確立（外注等を想定）

統計処理ツール・ 言語のシンプル化

- 厚生労働省で独自に使用しているプログラム言語やレガシー言語からメジャー言語への移行
- ICTツール（ノンプログラミングツール等）の導入

※当面の間、現行のプログラム言語も並行稼働

クラウド利用 の推進

- 新たなクラウドサービスを容易かつ迅速に導入することが可能
- クラウド上でのデータ保存により、増加するファイル容量に柔軟に対応可能

統計用データベース の活用

- 統計用データベースの構築により、統計データの分析や利活用基盤の整備を目指す
- AIを活用したデータの分析等の可能性の検討

簡便な実査 の実現

- 報告者、調査実施者にとって利便性のあるオンライン報告の実現を目指す
- AI-OCR等の活用により、紙媒体調査票の電子データ化を効率・簡素化

3. 組織改革・研修の拡充等

3. 組織改革・研修の拡充等

(1) 2021年度（令和3年度）上期の取組内容

- 令和3～7年度までを対象とした「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月7日）の策定
- スキルレベル別研修の実施等、人材育成基本方針に基づいた令和3年度統計研修方針の作成
 - 統計研修方針に基づく省内研修の実施（初級者向け研修、中級者向け研修、プログラム研修）
 - 政府全体の新たな取組である統計データアナリスト（補佐級）・統計データアナリスト補（係長級）の認定要件となる研修の実施
(統計データアナリスト研修：4名受講、統計データアナリスト補研修：6名受講)

(2) 2021年度（令和3年度）下期の取組方針

- 統計研修方針に基づく省内研修の実施（役職別研修、中級者向け研修、上級者向け研修）
- 政府全体の新たな取組である統計データアナリスト（補佐級）・統計データアナリスト補（係長級）の認定要件となる研修の実施
- 政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）内の職員を対象とした統計人材プロフィールの更新
- 令和4年度統計研修方針の作成

1 策定の経緯

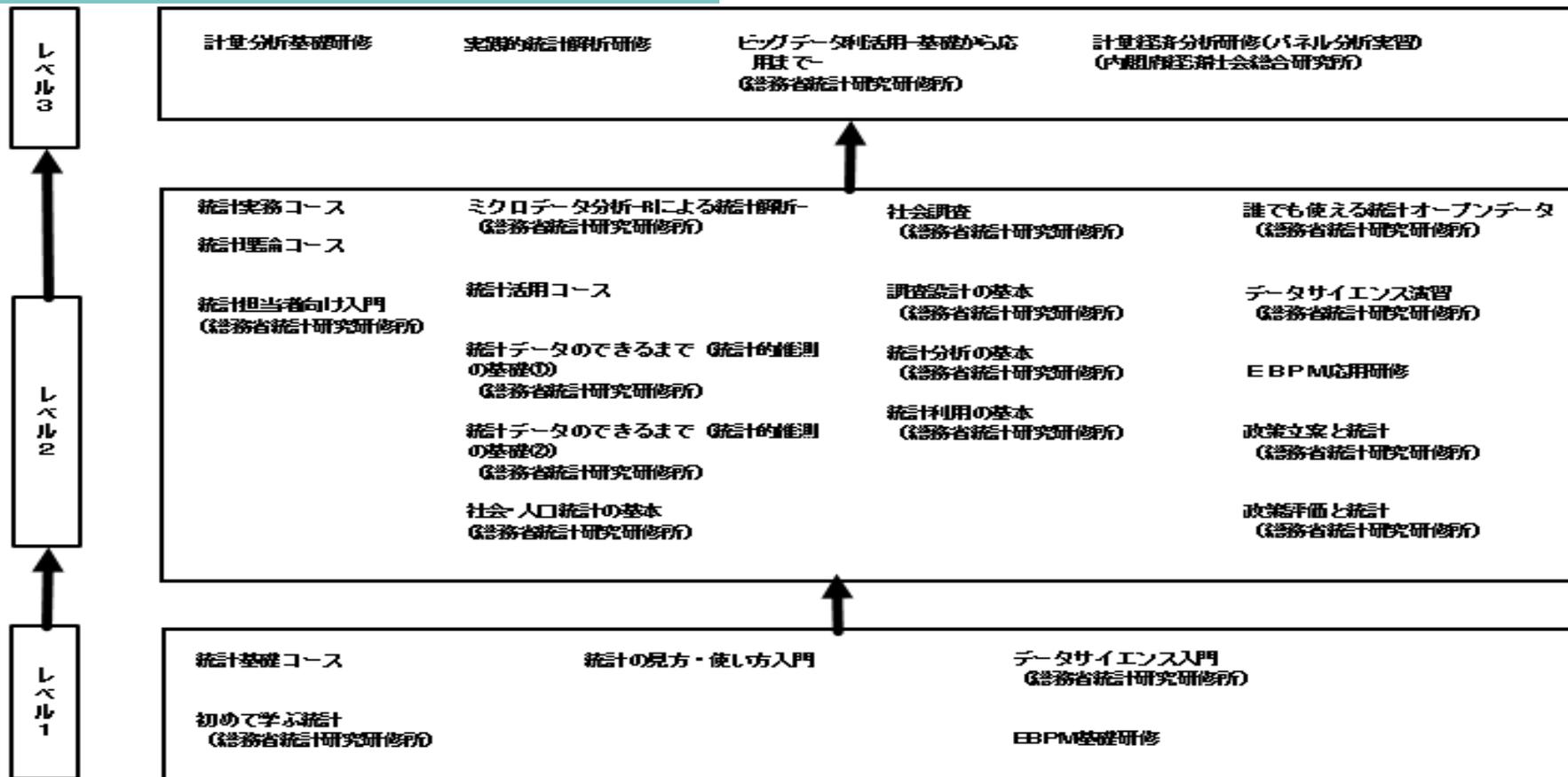
| | |
|---------|--|
| 平成30年4月 | EBPMの推進のため、統計人材の確保・育成を図ることを目的として <u>基本方針（平成30～令和2年度）</u> を策定。 |
| 令和2年4月 | 統計不適切事案を踏まえ策定した「厚生労働省統計改革ビジョン2019」を受け、統計に関する認識・リテラシーの向上に関する取組を盛り込み、 <u>基本方針</u> を一部改定。 |
| 令和3年6月 | 閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、統計人材の確保・育成に関する政府全体の方針が示されたこと等を踏まえ、 <u>新たな基本方針（令和3～7年度）</u> を策定。 |

2 「統計人材の育成計画」の作成

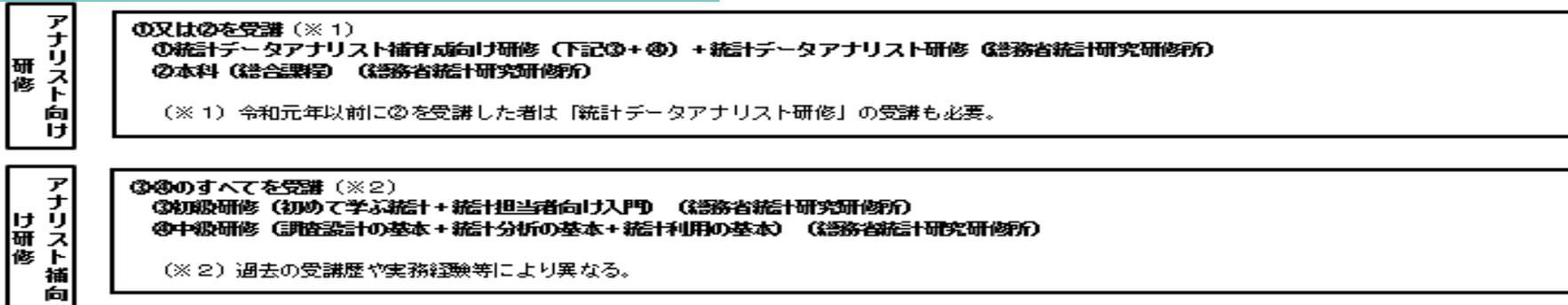
- 「統計を所管する課室の課室長」及び「統計を利活用する課室の課室長」は、業務や人事異動のサイクルなど、各課室における実情を勘案した上で、令和3～7年度の「統計人材の育成計画」（各年度に必要となるレベル1（概ね初級）・レベル2（概ね中級）・レベル3（概ね上級）といったレベル別研修の受講経験がある職員数の目標値を定めたもの）を作成する。
- あわせて、「統計を所管する課室の課室長」及び「統計を利活用する課室の課室長」は、育成計画に沿って職員に必要な研修の受講を奨励するとともに、受講しやすい雰囲気作りにも配慮する。

| レベル | スキルレベルの概要 |
|------|---|
| レベル1 | 統計表やグラフ、確率、調査の基礎と活用に関する基本的な知識を有している |
| レベル2 | データ分析における知識と身近な問題解決に生かすことができる統計的問題解決力を有している |
| レベル3 | 仮説に対してデータをもとに検証するという統計的問題解決力を有している |

スキルレベル別に見た研修コース



統計データアナリスト・統計データアナリスト補を育成するための研修



【整備目的】

①統計人材の計画的なキャリアアップ

計画的な人材育成、職員の統計スキルの向上に資する。

②資格保有者プロフィールの元データとして活用

統計データアナリスト等の資格保有者のプロフィール（改革工程表において整備予定）の元データとして活用

【プロフィール項目】

統計業務経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等

【プロフィールのイメージ】

| 氏名 フリガナ | 経験 年数 | 研修履歴 (研修受講履歴から貼り付けること) | 学位 (修士・博士) | 統計に関する 資格(取得年) | 基幹統計(厚生統計) | | | |
|------------------|----------|--|---------------|-------------------|------------|---|-------------------------------|--|
| | | | | | 経験 年数 | 在籍 | 業務内容 | |
| トウケイタロウ 統計 太郎 | 6 | H25.5.13 統計情報処理研修 UNIXの基礎 H25.5.20 統計情報処理研修 SAMAS H25.5.27 統計情報処理研修 DICS64 | | 統計検定2級(H30) | 6 | ①H25.4~27.3 ②H27.4~28.10 ③H30.4~R02.3 | ①医療施設調査 ②人口動態調査 ③医療施設調査 | ①集計、SAMAS・DICS、専門職 ②分析・公表、PG使用ほぼ無し、補佐 ③企画・公表、SAMAS・DICS、補佐 |

参考1 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策 3. 統計に関する認識・リテラシーの向上

(3) 職員のキャリアパス形成の見直し

- 今般の事案では、統計業務に携わる担当者でさえ、統計の意義や重要性についての意識が備わっていないことなどの課題が浮き彫りになった。こうした点を踏まえれば、統計職員の計画的な育成やモチベーションを高めていくため、以下のような取組を行う。
- ・ 職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計人材を計画的にキャリアアップさせ、統計職員が安心して業務を遂行し、誇りを持てるようなキャリアパスを策定する。

参考2 総合的対策に基づく改革工程表 ステートメント6 タスク⑳ 府省内の統計作成の拠点となり、政策立案の支援もできる統計業務資格保有者（統計データアナリスト・統計データアナリスト補）の配置を推進

・資格保有者は、統計部局に集中的に配置し、必要に応じて、政策部局の調査設計や調査実施管理、政策指標の改善や政策研究等に責任を持って携われる体制を整備

・統計部局は、資格保有者のプロフィールを管理して、府省内の政策部局や政策研究所等に広く情報提供

4. データの利活用・一元的な保存の推進

4. データの利活用・一元的な保存の推進

(1) 2021年度（令和3年度）上期の取組内容等

● 調査票情報利用の状況（令和2年度）

- 令和2年度における調査票情報の提供実績は、公的機関等948件（前年度824件）、その他（研究者等）114件（同53件）。地方自治体からの申出が増加したほか、その他に係る処理件数も増加
- 令和2年度における申請1件当たり平均審査日数は59日となり、前年度の99日から改善（統計法第33条申請に係る政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）担当分）

● 利活用促進策

- 「調査票情報の提供に関するよくある質問」（FAQ）を新規作成し、厚生労働省HPに掲載
- オンサイト施設では、現在、賃金構造基本統計調査、人口動態調査など所管7統計が利用可能。上期は年次の追加を行ったほか、成年者縦断調査、医療施設調査など新たに5統計の登録準備中
- 賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について、9月21日開催の総務省統計研究研修所の有識者会議において了承

(2) 2021年度（令和3年度）下期の取組方針

【データの利活用】

● 可能なものから利活用推進策を実施

- 調査票利用申請に係る様式の見直し、受付の改善等。オンサイト施設への計画的なデータ登録
- 賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について統計委員会に諮問。作成費用に係る令和4年度予算概算要求を実施
- 職業訓練や雇用保険の行政記録情報等を用いた公共職業訓練の効果分析において、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームが、行政記録情報の利活用やEBPM推進の観点で協力

【一元的な保存の推進】

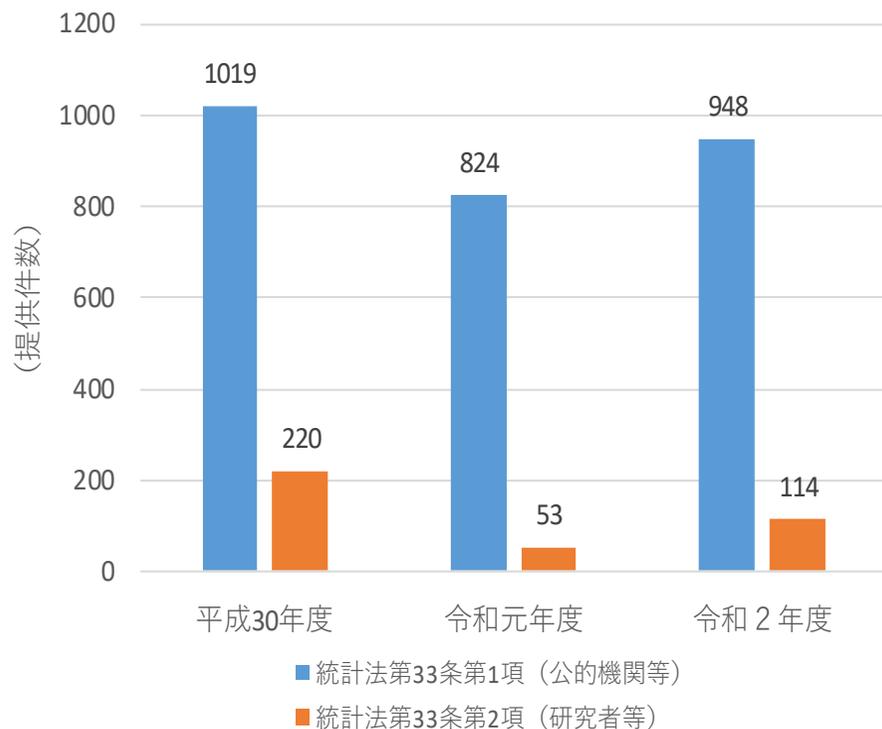
● 毎月勤労統計調査における調査票情報の保存の取組

- 都道府県が実施する地方調査における調査票情報の長期保存を可能とするため（現在は3年間、都道府県が保存）、当省において、調査票情報を収録した磁気媒体を一元的・長期的（永年）に保存するよう、調査規則を改正

※ 統計委員会で審議の上、令和3年9月に総務大臣から承認

調査票情報利用の状況

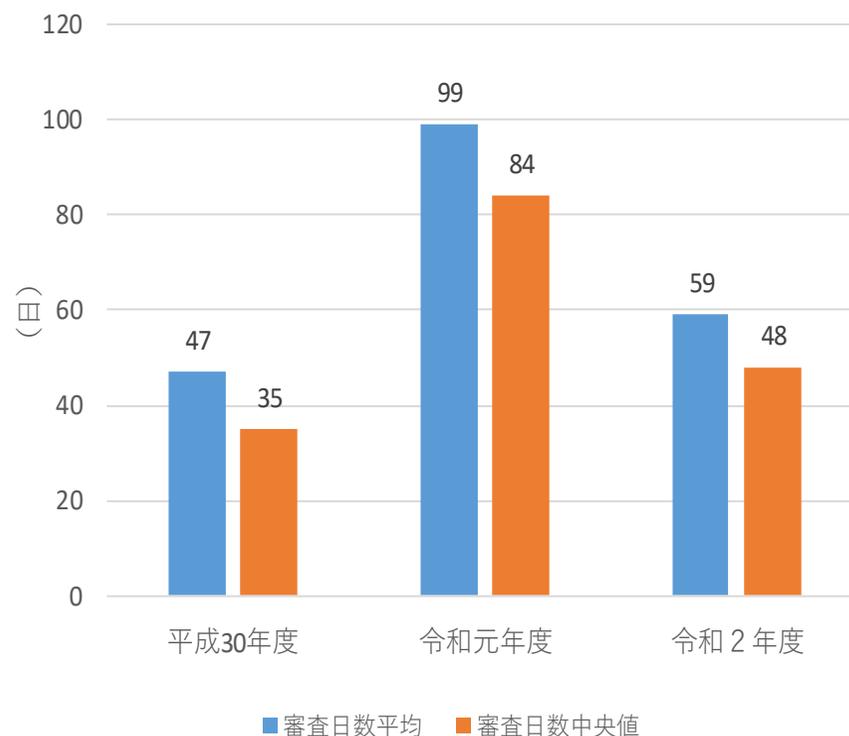
調査票情報の提供実績



(資料出所) 総務省『令和2年度 統計法施行状況報告』

(注) 統計調査別に提供した件数を合計したもの。

申請1件当たり平均審査日数



(資料出所) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)

審査解析室

「調査票情報の提供に関するよくある質問」（抜粋）

概要：これまで受けた質問等を基に28の質問及びその回答をカテゴリー別に整理し、厚生労働省HPに掲載。

| 分類 | 番号 | 質問 | 回答 | 詳しい情報へのリンク |
|---------------|------|--|--|---|
| I 調査票情報の利用方法 | I-1 | 政府統計のデータを利用したいのですが、どのような方法がありますか。 | 厚生労働省が提供する調査票情報等の利用方法には、①調査票情報の提供、②オーダーメイド集計、③匿名データの提供があり、利用目的等に応じて選択することができます。それぞれの利用ケースや利用者の例については、「調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ」[PDF形式：388KB]をご覧ください。 | 「調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ」 [PDF形式：388KB] |
| | I-2 | 研究テーマや分析内容がまだ決まっていますが、統計調査のデータを利用したいです。どのような方法がありますか。 | 独立行政法人統計センターと連携する大学、行政機関及び学術研究機関等に情報セキュリティを確保した施設が設置され、その場限りで機密性の高いデータの利活用が可能なオンサイトという仕組みがあります。研究者が自ら用意したデータやプログラムも利用することも可能です。オンサイトの利用については、「オンサイト施設の利用について」をご参照ください。 | 「オンサイト施設の利用について」 |
| | I-3 | 統計法第33条に基づく調査票情報の利用を行う場合、利用する項目や設問を事前に指定せず、自由に分析することはできないのでしょうか。 | 利用できる項目や設問は、利用目的、集計様式等から判断して必要最小限のものであり、利用申出時に、あらかじめ指定することが必要です。 なお、ご質問のような分析を行いたい場合、オンサイト（I-2を参照）を利用すれば可能になります。 | 「オンサイト施設の利用について」 |
| II 調査票情報の利用条件 | II-2 | 公益性のある利用目的とは、具体的には、どのようなケースが当てはまるのでしょうか。 | 公的機関等（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等）が実施するもの他、①公的機関等からの委託や公的機関等との共同による調査研究等、②公的機関等からの競争的資金を獲得して実施される調査研究等（厚生労働科学研究費や文部科学省の科学研究助成事業を利用して行う調査研究等）、③行政機関や地方公共団体が政策の企画、立案、実施、評価に有用、または特別な事由があると認める旨を文書で明らかにしている調査研究等が該当します。 | |
| | II-7 | 調査票情報は、どのくらいの期間、利用できるのでしょうか。 | 利用期間は原則として1年以内です。なお、利用目的等からみて合理的な理由がある場合は、1年以上利用することも可能ですが、その場合であっても、最低限必要な利用期間での申出をお願いしています。 | |

「調査票情報の提供に関するよくある質問」（抜粋）

| 分類 | 番号 | 質問 | 回答 | 詳しい情報へのリンク |
|--------------|------|--|---|---|
| Ⅲ 利用申出に係る手続き | Ⅲ-1 | 申請したいので書類を送ってください。 | まずは「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」までご連絡いただき、利用する統計調査の名称、調査票の種類、年次をお知らせください。該当のデータレイアウトとあわせて申請様式を送付いたします。 | 「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」 |
| | Ⅲ-2 | 申請の際には、送付いただいた様式のほか、どのような添付書類が必要となりますか。 | 申出者の属性や申請内容により、添付書類は異なります。お問い合わせいただいた際に、必要な添付書類をご案内いたしますが、具体的には、「調査票情報の提供に関する利用申出手引」[PDF:445KB]の6～7ページ（(1)提出書類の一覧）をご覧ください。 | 「調査票情報の提供に関する利用申出手引」[PDF:445KB] |
| | Ⅲ-4 | 調査票情報の提供には、どの程度の期間がかかるのでしょうか。 | お問い合わせいただいてからご提供まで平均3か月程度かかります。ただし、あくまで平均ですので、提供する調査票情報の種類や数量、申請内容、同時期の申請件数等により伸びることもあります。ご希望の時期に提供できないこともあることをご承知置きの上、余裕を持って早めにご連絡下さい。 | |
| | Ⅲ-9 | まもなく申請したデータの利用期間が終わります。期間を延長したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。 | 「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」までご連絡いただければ、記載事項変更申出書を送付しますので、必要事項を記載してご提出ください。 | 「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」 |
| | Ⅲ-10 | 利用者の変更を行いたいのですが、何か手続は必要でしょうか。 | 「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」までご連絡いただければ、記載事項変更申出書を送付しますので、必要事項を記載のうえ、以前にご提出いただいた管理簿と併せてご提出ください。なお、管理簿には、利用を終了した者の利用状況と新たに利用を開始する者を記載してください。 | 「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」 |
| Ⅳ 調査票情報の提供方法 | Ⅳ-1 | 調査票情報は、どのように提供されるのでしょうか。 | 提供する調査票データは、原則、固定長のテキスト形式（文字コードはShift-JIS、不要項目はブランク処理）です。記憶媒体はCD-R、DVD-R等で、郵送か、もしくは対面での提供になります。 | |
| Ⅵ 利用終了後の手続き | Ⅵ-1 | データの利用が終了しました。何か手続は必要でしょうか。 | 所定の様式にて、利用後の措置状況等を記載した報告書を、以前にご提出頂いた管理簿と併せて送付してください。管理簿には、利用者の利用状況を記載してください。 | |

5. E B P Mの実践を通じた 統計の利活用の促進

5. E B P Mの実践を通じた統計の利活用の促進

(1) 2021年度(令和3年度)上期の取組内容

【E B P Mの実践関係】

① E B P Mの対象施策の拡大

- 令和4年度予算要求事業のうち、新規事業(1億円以上)、モデル事業、大幅見直し事業等を原則対象としてロジックモデルを作成し、概算要求に係る会計課説明で活用(15部局31事業)。また、E B P Mの対象事業の中から、ロジックモデルの精度向上を図るため、重点フォローアップ事業(11事業)を選定

② 有識者によるE B P Mの実践状況の検証等

- 外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として、「厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会」(以下「E B P M有識者検証会」という。)を9月15日に開催

③ E B P Mよろず相談窓口の対応状況

- 相談窓口について、四半期に一度全職員一斉メールにて周知(9月30日現在:7局9件受付)

【省内若手・中堅プロジェクトチーム関係(人材養成)】

- 令和2年度に設置した3つのサブチーム(①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用)のうち、障害者雇用について分析レポートを厚労省HP等で5月11日に公表
- 令和3年度新規メンバー18名、継続メンバー3名で新たな分析に向けて5月から活動開始
- 労働政策研究・研修機構(JILPT)と連携し、E B P Mセミナーを開催

(2) 2021年度(令和3年度)下期の取組方針

【E B P Mの実践関係】

- 重点フォローアップ事業の中から、効果検証手法の精度向上を目指す効果検証対象事業を選定予定(1~3事業)。また、過去のE B P Mの対象事業の中から、1~2事業を選定し、実際の統計等データを用いて効果検証を実施予定
- E B P M有識者検証会を開催し、引き続き本年度の実践状況を検証

【省内若手・中堅プロジェクトチーム関係(人材養成)】

- 分析テーマごとに分析を実施し、分析結果については厚労省HP等で公表予定

令和3年度のEBPMの実践について(取組方針)

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和3年4月7日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業(予算プロセス)
 - ・ 予算検討・要求プロセスにおいて、会計部局と連携の下、ロジックモデル等の積極的な活用による政策のロジックやエビデンスの検討の取組を推進。事業の内容等に応じ、財務省主計局への説明においてロジックモデル等を活用。
 - ・ 行政事業レビューにおいて、**新規予算要求事業(10億円以上)**及び**公開プロセス対象事業**について、原則、ロジックモデルを作成・公表。
- 予算事業以外(規制等)の立案・評価・見直しに当たり、EBPMの観点から検討を行う実例の創出に積極的に取り組む。
- 行革事務局は、各種計画・施策パッケージなど複数の事業等から構成される施策を立案する際におけるEBPMの手法の活用を検討。各府省は事例の提供に協力。

厚生労働省における令和3年度の取組方針

- 令和4年度概算要求プロセスにおいて、EBPMになじまない事業等(除外基準(※2)に該当する事業)を除き、**①新規事業、②モデル事業、③大幅な見直しを考えている既存事業**のうち、一定の選定基準(※1)に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成し、活用する。なお、**部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業(新規事業がない場合は既存事業)のうち最も要求額が大きい事業**について、ロジックモデルを作成し、活用する。このうち一部を公表。
- **公開プロセス対象事業**においても、EBPMになじまない事業等(除外基準(※2)に該当する事業)を除き、ロジックモデルを作成し、活用する。
- 予算事業以外(規制等)等についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。

※1 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

| | 事業 | 概要 |
|---|----------------------------------|--|
| ① | 新規事業 | 新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業 |
| ② | モデル事業 | 本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 |
| ③ | 大幅見直し事業 | 対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業 |
| ④ | ①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業 | ※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。 |

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和4年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践対象事業とする。

※2 除外基準(ロジックモデルの作成・提出を不要とする。)

| | 事業 |
|-----|---|
| i | 事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業 |
| ii | 司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業 |
| iii | 現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断) |
| iv | 効果検証実施年度(令和5年度)までに終了する事業(モデル事業を除く。) |
| v | 政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業(義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの) |

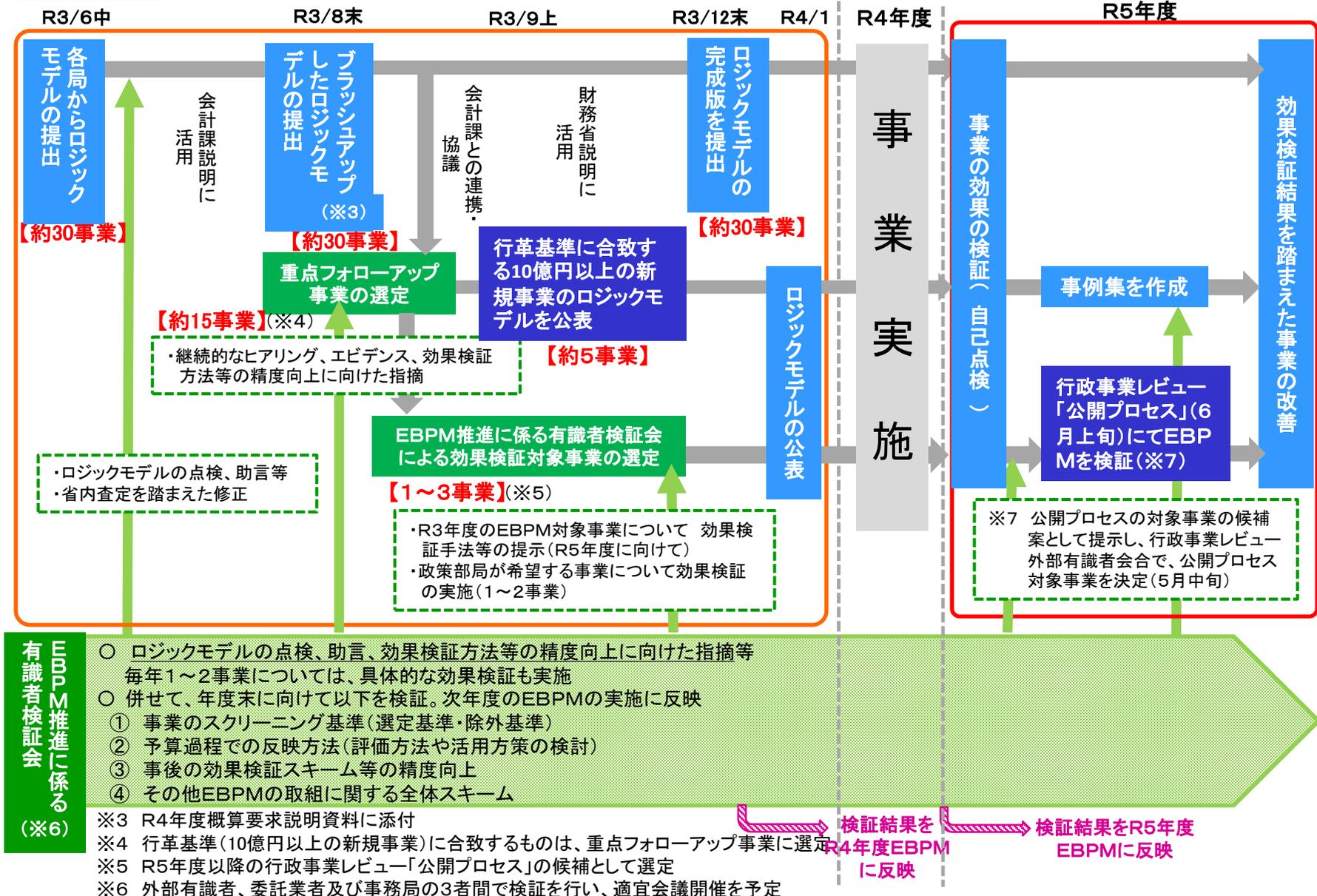
注 上記 i ~ v 以外に、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

令和3年度以降の予算プロセスにおけるEBPMの取組サイクル

【依頼時期5月中旬】

《R3年度EBPM実践》

《R3年度のフォローアップ》



厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

設置の目的

厚生労働省では、民間事業者に委託し、令和3年度にEBPM推進に係る調査研究事業を実施している。本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催する。

検証事項

- (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証
- (2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証
 - ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
 - ② 予算過程での反映方法に係る検証
 - ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
 - ④ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

構成員

安藤 道人 立教大学経済学部 准教授(※ 令和3年度新構成員)
伊藤 伸介 中央大学経済学部 教授 (※ 令和3年度新構成員)
◎田中 隆一 東京大学社会科学研究所 教授
野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院 教授
注: ◎は座長、五十音順、敬称略

E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

設置の目的・概要

- E B P Mの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）にE B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「若手チーム」という。）を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、チーム長代理は政策立案・評価推進官を充て、省内でE B P Mに関心のある者等有志からチーム員が構成される。
- E B P Mの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

実績・今後の活動予定

【令和2年度の実績】

- 令和2年度においては、10名のメンバーが参加し、4回の全体会合を開催した。分析テーマに応じて3つのサブチーム（①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用）を設置した。
- 障害者雇用の分析結果については、令和3年5月11日に公表(別紙)し、その後記者勉強会を実施し、「週刊社会保障」6月21日号に掲載、行革事務局のメルマガにて7月5日に配信を行った。

【令和3年度の活動内容・今後の予定】

- 令和3年度は、新規メンバー18名、継続メンバー3名が参加し、新たな分析に向けて令和3年5月から活動開始。全体会合を下記のとおり開催し、4つのサブチーム（①医療費・医療保険、②子ども・雇用均等、③労働基準・働き方改革、④福祉・援護）を設置した。分析結果の出たものから、年度内の公表を目指す。
 - ・第5回 令和3年5月31日
 - チーム長からの挨拶、チーム員等の自己紹介
 - 令和3年度の進め方について
 - ・第6回 令和3年8月10日
 - 各サブチームからの分析テーマ候補発表
 - 今後の進め方について

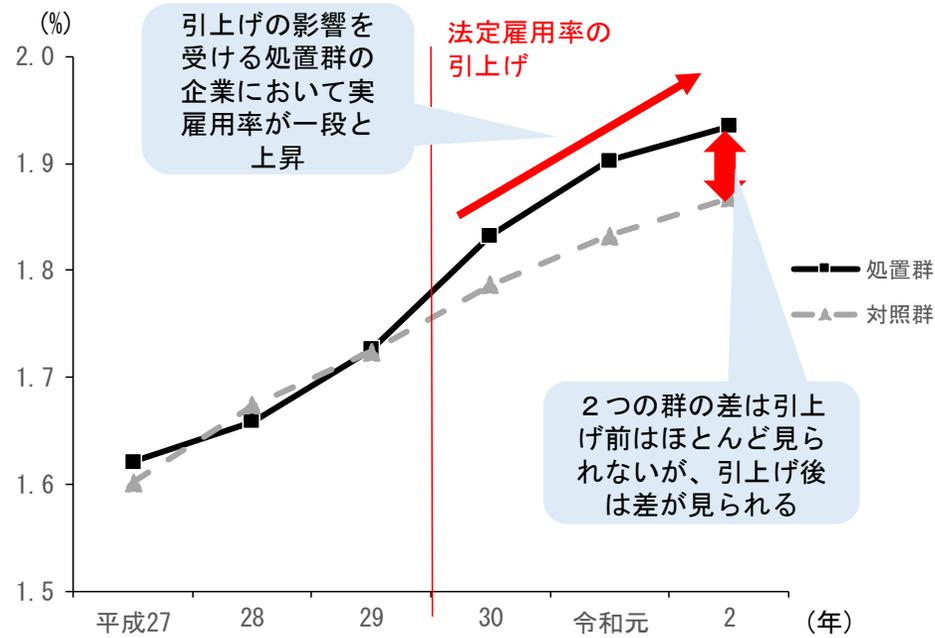
労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）と連携し「E B P Mセミナー」を開催。
- 令和2年度第1回 令和2年8月7日 演題：「男性の育休と育児の現状～今後のE B P Mに向けて～」(JILPT 池田心豪主任研究員)
- 令和2年度第2回 令和2年12月23日 演題：「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」(若手チームメンバー) 等
- 令和3年度第1回 令和3年8月5日 演題：「健康と労働政策」に関連した報告(JILPT 高見具広副主任研究員 等)
- 今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。

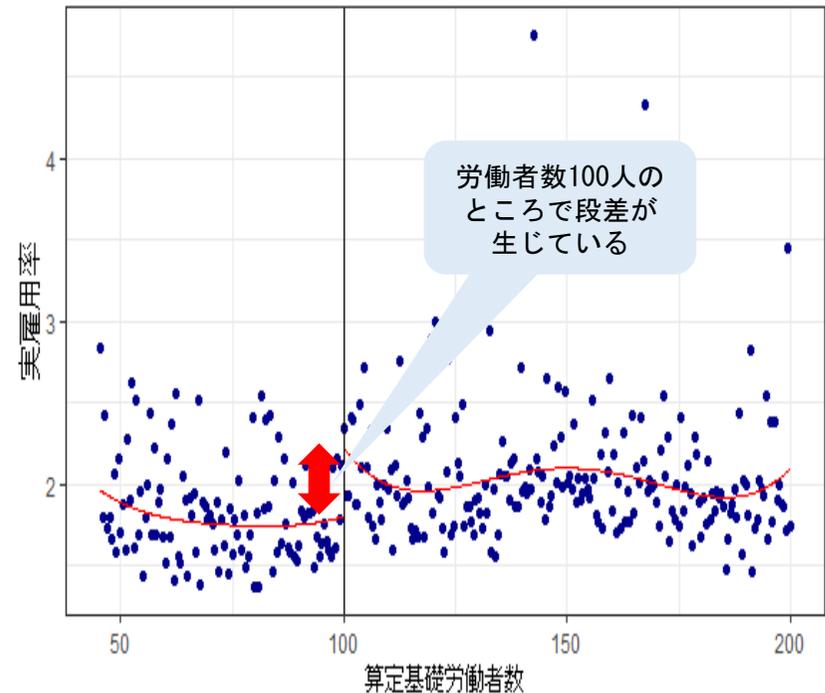
○平成30年4月の法定雇用率引き上げにより、障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業と、追加雇用義務が生じていない企業との間で、差の差（Difference-in-Difference）分析を行った結果、引き上げ後において障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業ほど、労働者に占める障害者の割合である実雇用率が一段と高まっており、法定雇用率引き上げにより障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

○障害者雇用納付金制度の対象となる、労働者100人超の企業と100人以下の企業との間で、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の分析を行った結果、閾（しきい）値となる100人のところで実雇用率に段差が生じており、障害者雇用納付金制度によって障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

法定雇用率引き上げによる実雇用率の差の差分析



100人を閾（しきい）値とした回帰不連続デザイン



（資料出所）厚生労働省「障害者雇用状況報告」の特別集計

（注）差の差分析においては、算定基礎となる労働者数が455人未満を対象に集計